ISSN 0388－5895

# 子規會誌

一三四号
平成二十四年七月

平成二四年度総会について ……松山子規会事務局 …一
漱石の月俸八十円の「真実」～外国人英語教師並みの待遇か～ ……三好恭治 …五
【史料紹介】明治二十四年「松山中学校沿革調」……柚山俊夫 …一七
松山今昔（下）……戒能申脩 …三〇

# 例会記録

**○平成二四年四月例会（第八三一回）・理事会・総会**

四月一九日（木）　子規記念博物館　出席者　四四名

**理事会・総会　一～四ページに詳細報告。**

**講演「漱石の月俸八拾円の『真実』」　常任理事　三好　恭治氏**

漱石の月俸八拾円や、漱石の宿所であった愛松亭については、種々の憶測が飛び交い、真実が知られてない。三好氏の精緻な研究によって、その真相が明らかにされた。（本号に掲載）

**○平成二四年五月例会（第八三二回）**

五月一九日（土）　正宗寺本堂　出席者　三二名

**講演「松山今昔」下　理事　戒能　申脩氏**

昨年七月に続いて、戒能氏の少年時代の記憶に基づいて、囲い池、東雲神社、毘沙門坂、城山の北側の町（杉谷町、弓之町、矢矧町、琢町、三春町、通町、水口町、傘屋町）、唐人町、大法院川などの昔の様子に加えて、町へ来る物売り、店屋、子供の遊びについてもお話しされた。（本号に掲載）

**○平成二四年六月例会（第八三三回）**

六月一九日（火）　正宗寺本堂　出席者　二七名

**講演「子規の連句復活」　副会長　今村　威氏**

明治二六年一二月二二日の新聞「日本」で、子規は「発句は文学なり、連俳（連句）は文学にあらず」と述べている。この事から、子規は連句否定論者にされてしまった。しかしこれは、俳句においては芭蕉論を確立できたものの、連句では蕉風の附句について確たるものを見いだせず、苦悩していた時代の発言であった。明治二七年一〇月、俳句分類において、『続あけがらす』に出会い、蕪村門の連句を知るに及び、連句について見識を深めた。明治二八年松山帰省中、宇都宮夢大から直接指導を仰ぎ、更に愚陀仏庵で松風会会員たちを指導しながら、歌仙「秋の城の巻」を巻いた。温故知新に則り、新時代の連句を目指す熱意に満ちた作品となっている。明治二九年六月に、子規門五人で巻いた歌仙「下枝の茂りの巻」は、昭和二三年柳田国男によって、「近代日本文学の大切な史料」と激賞されている。

# 例会案内

**○八月例会**　平成二四年八月一九日（日）　正宗寺本堂

**卓話「岡田燕子よもやま話」　理事　井上　泰文氏**

**講演「子規と古白」～明治二十四年を中心に～　常任理事　渡部　平人氏**

**○九月例会**　平成二四年九月一九日（水）　正宗寺本堂

**一一一回　子規忌法要**

**講演「子規の松風会選句稿」　副会長　和田　克司氏**

**○一〇月例会**　平成二四年一〇月一九日（金）　正宗寺本堂

**講演「虚子と松山」　常任理事　平岡　英氏**

**○南予支部一八周年記念　俳句と講演の会**

平成二四年一〇月二一日（日）　午後一時

西予市宇和町卯之町三丁目　宇和文化の里　中町集会所

**講演「樋口一葉母子と子規・漱石・鷗外」　理事　宇都宮弘之氏**

# 平成二四年度総会について

松山子規会事務局

松山子規会の平成二四年度総会は、四月一九日午後一時より、子規記念博物館で開催された。それに先立ち、午前一〇時より同館会議室で理事会が開かれ、冒頭井手康夫会長より次の挨拶があった。

今年度は役員改選の年に当たる。私はかねてより、旧制松山高等学校の校史にかかわる資料の整理保存等の、同校同窓会の業務に専念しなければならない事情から、この際会長職を辞する考えであった。先般常任理事会において、その旨申し上げたところ、現在、『子規事典』編纂の最も重要な時期に当たり、現体制で一丸となってこれに取り組むべきであるとの理由から、留任を強く望まれた。私も『子規事典』の編纂は、本会の後世に対する責務と考えていたので、もっともな事と思い、理事会および総会のご同意が得られるならば、留任の考えである。審議をお願いしたい。

これに対し理事会は、全員一致で留任を決定した。続いて会長より、『子規事典』刊行事業の強化も考慮して、新役員の委嘱案が示され、承認された。（以下新任のみ）

副会長　今村　威、宇和　宣

常任理事　嶌川武彦、森　慎吾、渡部平人

理　事　井上泰文、今井道子、宇都宮良治、烏谷照雄、平松牛夫

監　査　宇都宮弘之、福井みどり

次に和田克司『子規事典』編集委員長から、以下のように専門部会を発足させ業務強化を図るとの報告があった。

編集企画部会　井手康夫、和田克司

映像集成部会　今村　威

執筆集成部会　和田克司

庶務広報部会　宇和　宣

調査集成部会　乾　英司

その後、恒例により会長が議長となり、以下の案件の審議が行われた。

一、平成二三年度事業報告及び収支決算報告、監査報告

一、平成二四年度事業計画及び予算案

審議の結果、いずれも原案どおり可決された。

午後一時から、視聴覚教室で総会が開かれ、理事会審議の案件は、全て承認された。

総会後、三好恭治常任理事による「漱石の月俸八拾円の『真実』」と題しての講演が行われ、午後三時四五分、盛会裏に全ての日程を終了した。

## 平成23年度 決 算 書 (1)

自　平成23年４月１日
至　平成24年３月31日

### 収入の部

（単位＝円）

| 費　目 | 予算額 | 決算額 | 差引増減 |
|---|---|---|---|
| **会　費** | **600,000** | **452,000** | **△ 148,000** |
| 普通会費 | 600,000 | 452,000 | △ 148,000 |
| 賛助会費 | 0 | 0 | 0 |
| **寄付金** | **50,000** | **85,000** | **35,000** |
| **補助金** | **200,000** | **200,000** | **0** |
| 市補助金 | 200,000 | 200,000 | 0 |
| **雑収入** | **96,482** | **217,606** | **121,124** |
| 会誌・書籍売上金 | 50,000 | 170,810 | 120,810 |
| 広告料 | 40,000 | 30,000 | △ 10,000 |
| その他雑収入 | 6,482 | 16,796 | 10,314 |
| **繰越金** | **53,518** | **53,518** | **0** |
| **計** | **1,000,000** | **1,008,124** | **8,124** |

## 平成23年度 決 算 書 (2)

### 支出の部

（単位＝円）

| 費　目 | 予算額 | 決算額 | 差引増減 |
|---|---|---|---|
| **報償費** | **175,000** | **155,000** | **20,000** |
| 謝礼金 | 130,000 | 120,000 | 10,000 |
| 寄稿謝礼金 | 10,000 | 0 | 10,000 |
| 編集費 | 35,000 | 35,000 | 0 |
| 旅　費 | 0 | 0 | 0 |
| **需用費** | **820,000** | **694,824** | **125,176** |
| 印刷費 | 600,000 | 501,300 | 98,700 |
| 通信費 | 65,000 | 44,240 | 20,760 |
| 会場費 | 20,000 | 19,800 | 200 |
| 会議費 | 60,000 | 51,339 | 8,661 |
| 事務費 | 30,000 | 24,450 | 5,550 |
| 備品費 | 0 | 0 | 0 |
| 慶弔費 | 10,000 | 21,000 | △ 11,000 |
| 雑　費 | 30,000 | 32,695 | △ 2,695 |
| 行事補助費 | 5,000 | 0 | 5,000 |
| **予備費** | **5,000** | **0** | **5,000** |
| **計** | **1,000,000** | **849,824** | **150,176** |

収入・支出の差額 158,300円は次期繰越金とする。

〈監査報告〉　上記のとおり諸帳簿は正確に処理されておりました。
平成24年３月31日　　監　査　　森　　慎吾

## 平成24年度　予　算　書 (1)

自　平成24年４月１日
至　平成25年３月31日

### 収入の部

(単位＝円)

| 費　目 | 本　年 | 前　年 | 差　引 |
|---|---|---|---|
| 繰　越　金 | 158,300 | 53,518 | 104,782 |
| 会　　費 | 500,000 | 600,000 | △ 100,000 |
| 普通会費 | 500,000 | 60,000 | △ 100,000 |
| 賛助会費 | 0 | 0 | 0 |
| 寄　付　金 | 50,000 | 50,000 | 0 |
| 補　助　金 | 200,000 | 200,000 | 0 |
| 市補助金 | 200,000 | 200,000 | 0 |
| 雑　収　入 | 91,700 | 96,482 | △ 4,782 |
| 会誌・書籍売上金 | 50,000 | 50,000 | 0 |
| 広告料 | 40,000 | 40,000 | 0 |
| その他雑収入 | 1,700 | 6,482 | △ 4,782 |
| 計 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 |

## 平成24年度　予　算　書 (2)

### 支出の部

(単位＝円)

| 費　目 | 本　年 | 前　年 | 差　引 |
|---|---|---|---|
| 報　償　費 | 175,000 | 175,000 | 0 |
| 謝礼金 | 130,000 | 130,000 | 0 |
| 寄稿謝礼金 | 10,000 | 10,000 | 0 |
| 編集費 | 35,000 | 35,000 | 0 |
| 需　用　費 | 820,000 | 820,000 | 0 |
| 印刷費 | 600,000 | 600,000 | 0 |
| 通信費 | 60,000 | 65,000 | 5,000 |
| 会場費 | 20,000 | 20,000 | 0 |
| 会議費 | 60,000 | 60,000 | 0 |
| 事務費 | 30,000 | 30,000 | 0 |
| 備品費 | 5,000 | 0 | △ 5,000 |
| 慶弔費 | 10,000 | 10,000 | 0 |
| 雑　費 | 30,000 | 30,000 | 0 |
| 行事補助費 | 5,000 | 5,000 | 0 |
| 予　備　費 | 5,000 | 5,000 | 0 |
| 計 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 |

# 平成23年度松山子規会事業報告書

| 年月 | 行　事　内　容 | 年月 | 行　事　内　容 |
|---|---|---|---|
| 23年<br>4月 | ◎8日 第9回花見会。<br>◎21日 平成23年度松山子規会理事会、総会及び第819回例会 講師 西村拓氏 「五友の一人三並良」<br>◎第47回編集委員会。 | 10月 | ◎19日 第825回例会 講師 西村拓氏<br>演題 「吉田清太郎と松浦政泰」<br>◎19日 第53回編集委員会。<br>◎23日 南予支部総会　宇和町　中町集会所。 |
| 5月 | ◎19日 第820回例会 講師 副会長 乾英司氏<br>「子規の俳句管見」<br>◎卓話　木曾川資料館 館長 川井達朗氏<br>「かけはしの記より」<br>◎第48回編集委員会。 | 11月 | ◎19日 第826回例会 卓話 乃万美奈子氏<br>「海外で息づく俳句・子規」<br>◎講演　平岡英氏「内藤鳴雪の時代 幕末から明治へ」<br>◎第54回編集委員会。 |
| 6月 | ◎19日 第821回例会 講師 愛媛大学准教授<br>神楽岡幼子氏 「子規と芝居」<br>◎第49回　編集委員会。 | 12月 | ◎19日 第827回例会 講師 嶌川武彦氏<br>「岐蘇雑詩三十首」<br>◎編集委員会　子規事典構成のために委員長より宿題。 |
| 7月 | ◎19日 第822回例会 講師 戒能申脩氏 「松山今昔」<br>◎19日 第50回編集委員会。 | 24年<br>1月 | ◎19日 第828回例会並びに、新年懇親会。<br>◎会長　年頭挨拶。<br>◎祝吟。居合。カラオケ。 |
| 8月 | ◎19日 第823回例会 講師 今村　威氏<br>「子規と連句」<br>◎19日 第51回編集委員会。 | 2月 | ◎19日 第829回例会 講師 県教育委員会柚山俊夫氏<br>演題 「明治24年「松山中学校沿革調」を読む」<br>◎卓話　忽那　哲氏「子規の短歌一連作について」<br>◎第55回編集委員会。 |
| 9月 | ◎19日 第110回子規忌並びに第824回例会。<br>◎卓話　副会長 和田克司氏　中村草田男と子規。<br>◎講演　会長 井手康夫氏 「子規の山峰十句集」<br>◎19日 第52回編集委員会。<br>◎12日 お月見会 | 3月 | ◎19日 第830回例会 講師 子規記念博物館学芸員<br>上田一樹氏<br>演題 「子規句稿『なじみ集』について」<br>◎第56回編集委員会。 |

# 平成24年度松山子規会事業計画

（敬称略）

| 年　月　日 | 講　演　・　卓　話　計　画 | | その他行事・備考 |
|---|---|---|---|
| | 講　師 | 場　所 | |
| 24年4月19日 | 三好　恭治 | 子規記念博物館 | 理事会・総会　お花見 |
| 5月19日 | 戒能　申脩 | 正宗寺 | |
| 6月19日 | 今村　威 | 〃 | |
| 7月19日 | 二神　将 | 〃 | |
| 8月19日 | 渡部　平人 | 〃 | |
| 9月19日 | 和田　克司 | 〃 | 9月19日111回子規忌 |
| 10月19日 | 平岡　英 | 〃 | 南予支部総会・お月見 |
| 11月19日 | 近藤　元規 | 〃 | |
| 12月19日 | 烏谷　照雄 | 〃 | |
| 25年1月19日 | （新年会） | 石手公民館 | 新年会・カラオケ大会 |
| 2月19日 | 宮本　憲司 | 正宗寺 | |
| 3月19日 | 森　慎吾 | 〃 | |
| 4月19日 | 山上茂次郎 | 未定 | |

# 漱石の月俸八十円の「真実」

## ～外国人英語教師並みの待遇か～

三好恭治

### はじめに

よく口にする俳句や歌がある。たとえば入船亭扇橋（一八六五～一九四四）の「梅が香や根岸の里の侘び住まい」（「都新聞」大正四年一一月二三日・二四日号）や、太田南畝（一七四九～一八二三）の狂歌「世の中はいつも月夜と米の飯　さてまた申し金のほしさよ」（四方赤良『万載集』）などはその代表例であろう。

幕末、明治維新から平成までの一世紀半にわたり日本は欧米先進諸国に対抗して「富国強兵」をスローガンに多難な道を歩んできたが、二十一世紀の今日の世界経済における日本の地位は揺るぎないものになった。一方、「〇〇〇〇や根岸の里の侘び住まいそれにつけても金の欲しさよ」の自嘲的な庶民感覚が拭いきれないのも厳粛な事実である。文学者もまた、経済（家計）と無関係に己の文学を完成さすことは不可能であった。

薄倖の歌人といわれる石川啄木（一八八七～一九一二）は『悲しき玩具』で「月に三十圓もあれば、田舎にては楽に暮らせると―ひよつと思へる。」と詠んだが、東京朝日新聞社の校正係としての月給は二五円であった。

正岡常規（一八六七～一九〇二　以下子規と記す）は『仰臥漫録』（明治三十四年九月三十日）に「明治二十五年十二月入社月給十五円。二十六年一月ヨリ二十円　二十七年初新聞小日本ヲ起シコレニ関スルコトトナリ此ヨリ三十円　同年七月小日本廃刊「日本」ノ方ヘ帰ル　同様三十一年初四十円ニ増ス　此時ハ物価騰貴ノタメ社員総テ増シタル也」と克明に給与の記録を残している。墓誌にも「正岡常規又ノ名ハ處之助又ノ名ハ升又ノ名ハ子規又ノ名ハ獺祭書屋主人又ノ名ハ竹ノ里人伊豫松山ニ生レ東京根岸ニ住ス。父隼太松山藩御馬廻加番タリ卒ス母大原氏ニ養ハル日本新聞社員タリ明治三十□年□月□日没ス享年三十□。月給四十圓」と刻んだ。家計については、明治二五年一一月一七日から母八重、妹律が同居して根岸の生活始まるが、「女二人は五円あれば食べていける。二十五円あれば三人で

暮らせる。というのが心積もりであった。」（正岡律「家庭より観たる子規」）という次第であった。

本論で後述する子規の故里である四国松山の愛媛県尋常中学校で教壇に立った夏目金之助（一八六七～一九一六以下漱石と記す）の俸給は、啄木や子規に比べると当初からかなり高額であった。

明治二六年　高等師範学校嘱託教師　年俸　四五〇円
明治二八年　愛媛県尋常中学校嘱託教員　月俸　八〇円
明治二九年　第五高等学校教授　月俸　一〇〇円
明治三三年　イギリス官費留学　年間手当　一八〇〇円
　　留守宅休職給　年額　二〇〇円
明治三六年　東京帝国大学講師　年俸　八〇〇円
　　兼第一高等学校講師　年俸　七〇〇円
明治三七年　兼明治大学講師　月額　三〇円
明治四〇年　朝日新聞入社　月俸二〇〇円　賞与加算

## 一、漱石著『坊っちゃん』の金銭の世界

漱石は、明治二八年四月十日付で「愛媛県尋常中学校教員ヲ嘱託ス　月俸金八拾円給与」を発令された。校長の月俸が六〇円であり新任教員としては破格の待遇と地元では受け取られた。『海南新聞』（明治二八年四月一一日付）では「本県尋常中英語教師には文学士を聘する筈にて過般来適当の人を捜索したるに同校既定の給与にては適当の人を得難きがため、他の項より流用してなりとも八〇円を出さば英語を専修せし文学士にして且つ教育の経験もある人を得らるゝよしにて終に雇入れに定まりしなりと聞く」と報じている。尚、漱石は翌明治二八年四月一〇日付で解職となり第五高等学校教授となった。

松山を舞台に漱石は小説『坊っちゃん』を明治三九年四月号刊行『ホトトギス』九巻七号付録に掲載するが、金銭を具体的に記述している。

○卒業してから八日目に校長が呼びに来たから、何か用だろうと思つて、出掛けて行つたら、四国邊のある中学校で数学の教師が入る。月給は四十圓』だが、行ってはどうだと言ふ相談である。

（注）漱石の高等師範学校嘱託教師の年俸は四五〇円、月給は四〇円弱。

○停車場はすぐ知れた。切符も譯なく買つた。乗り込んで見るとマッチ箱の様な汽車だ。ごろごろと五分許り動いたと思つたら、もう降りなければならない。道理で切符が安いと思った。たった三銭である。

（注）伊予鉄道の平成二四年の運賃は、三津～古町二〇〇円、三津～松山市駅が三〇〇円。

○宿屋へ五圓やったから財布の中には九圓なにがししかない。九圓ぢや東京迄は帰れない茶代なんかやらなければよ

かつた。惜しい事をした。しかし九圓だって、どうか成らないことはない。旅費は足りなくつても嘘をつくよりましだと思つて、到底あなたの仰やる通りにや、出来ません、此辭令は返しますと云つたら、校長は狸の様な眼をぱちつかせておれの顔を見て居た。

（注）官有鉄道の明治三三年の新橋～神戸運賃は四円（三等）、大阪商船の神戸～三津浜乗船賃は二円五銭であり、帰京は可能ではある。

○おれはこゝへ来てから、毎日住田の温泉に行く事に極めて居る。・・・温泉は三階の新築で上等の浴衣をかして、流しをつけて八銭で済む。其上に女が天目へ茶を載せて出す。

（注）平成二四年の道後温泉本館二階は八〇〇～一二〇〇円（せんべい付）、三階は一五〇〇円（坊っちゃん団子付）。

現実の漱石自身は、諸事情により手元不如意であったらしい。明治二八年四月十一日付で「奨学金返済延期願」を提出しているし、三月十八日付にて友人である菊池謙二郎（私立山口高校教授）に五十円程の無心をしている。

（注）明治二〇年代の一円は今日の七〇〇〇円～一〇〇〇〇円に相当する。基準としては八〇〇〇円見当だろう。日本銀行の諸統計によれば①明治六年～昭和二九年一三八六倍（吉野敏彦『円の歴史』）②昭和二九年～昭和五七年 四・八八倍（『日本銀行百年史・資料篇』）③昭和五七年～平成二〇年 一・二二倍（総務省統計局ホームページ）で、明治六年～平成二〇年を通算すると約八三〇〇倍（①×②×③）となる。

## 二、漱石を松山に招聘した背景

全国的に尋常中学校では（文部省の指導もあり）「お雇外人教師」を採用してきた。愛媛県伊予尋常中学校を引き継いだ愛媛県尋常中学校でも、アメリカＹＭＣＡ派遣外国人英語教師としてターナー（明治二三・二四年度）、ホーキンス（明治二五・二六年度）を受け入れたが、ＹＭＣＡ派遣外国人英語教師派遣が中断しホーキンスの後任決まらず、二七年七月頃、同志社普通学校教員 カメロン・ジョンソンを一年契約 月俸一五〇円（または一二〇円）で採用する。明治二七年冬（一八九四）、外国人教師カメロン・ジョンソンの後任として優秀な日本人教師を確保する方針を内定した。その背景には外国人教師から日本人英語教師への切り替え圧力があったと考えられる。

一つは政治的背景で、明治維新以来の欧米崇拝から日本主義への復帰であった。明治二七年八月一日に勃発した日清戦争は翌二八年四月の下関条約（正式名称は日清講和条約）により ①朝鮮独立、②遼東半島・台湾・澎湖諸島割譲、③賠償金二億両（約三億一千万円）、④沙市・重慶・蘇州・杭州四港開港となったが、四月にはロシア・フランス・ドイツの三国干渉（遼東半島領有の放棄など）を受けた。

中国情勢の混乱から、アメリカＹＭＣＡ教師団の日本派遣は一時中止となり、結果として外国人教師が絶対的に不足し　代替として日本人英語教師（帝国大学・慶応義塾・同志社卒業生その他）を補充する必要が生じた。明治三五年には日英同盟が成立し、明治三七年日露戦争が始まり勝利し、日本主義は軍部の台頭とあいまって更に助長されることとなった。

二つには経済的背景である。明治四年（一八七一）貨幣単位として「円」が誕生し「新貨条例」により一ドル＝一円となる。明治一八年には兌換銀行券を発行し銀本位制となる。当時、欧米は既に金本位制に移行していた。明治二七年日清戦争に勝利して清国から多額の賠償金を英ポンドで獲得したことにより、英ポンドをイギリスで金に兌換し、明治三〇年（一八九七）金本位制に移行し一ドル＝二円強でスタートする。明治三〇年～大正八年の二〇年間は為替は金本位制の下で極めて安定的に一ドル＝二円強で推移する。その結果、お雇外国人（アメリカＹＭＣＡ教師団）はドル契約であったので、日本円での報酬額は一〇〇％アップ（二倍）することになり、日本人英語教師の採用が必至となった。

漱石招聘を実行したのは愛媛県参事官　内務部第一課長兼第三課長　浅田知定で、当時の愛媛県の教育行政を担当した人物であった。簡単に履歴を紹介する。

文久元年（一八六一）一二月二九日筑後国久留米荘島町にて出生（父軍蔵は久留米藩中小姓役十五石三人扶持）。明治一六年東京大学予備門卒業、二〇年七月帝国大学法科大学政治学科卒業（法学士）し同年内務省に出仕する。二七年愛媛県参事官となる。二九年岩手県書記官（内務部長）に転出、三一年貴族院書記官、三四年台湾澎湖庁長、三八年新渡戸稲造の後任として糖務局長となる。四三年　新高精糖株式会社専務取締役に就任し、以降財界人として活躍。大正一五年（一九二六）一〇月一六日東京府豊多摩郡落合町大字下落合で死去（享年六六歳）

浅田は同じ久留米藩出身の菅虎雄（一八六四～一九四三）に英語教師の人選を依頼し、菅は友人である狩野亨吉（一八六五～一九四二）とも諮り、共通の友人でもある夏目漱石に絞る。菅も狩野も夏目も、ともに帝国大学卒業生である。漱石は明治二六年学習院の就職に失敗、恋愛にも苦悶し、菅虎雄宅に寄寓中であり、明治二七年末から二八年初まで鎌倉円覚寺で参禅、一月には横浜の英字新聞「ジャパン・メール」の記者の採用試験不合格となっていた。菅に身を委ねることを一任していたこともあって、漱石は「外人給与並の高額（月俸八十円）」で了承する。後年、菅虎雄・狩野亨吉・夏目漱石は第五高等学校、第一高等学校の教授として相集うこととなった。

（注）原武哲「夏目漱石と菅虎雄―布衣禅情を楽しむ心友―」（教育出版センター　一九八三年）、荒正人『増補改訂漱石研究年表』（集英社）を主に参照した。

漱石の後任として帝国大学の後輩でもある明治二八年卒業の玉蟲一郎一が着任する。松山における評価、知名度は残念ながらゼロに等しい。給与は月額八〇円で、漱石と同額である。玉虫一郎一は、明治三一年四月宮城県第一中学校に移り、その後、第二高等学校教授を経て、第八代校長に就任する（昭和三年九月～昭和七年三月）。安井曾太郎画伯の肖像画の代表作「T先生の像」のモデルは玉蟲一郎一である。

愛媛県尋常中学校の給与明細で判断する限り、漱石が「外国人教師待遇」の厚遇で招聘されたのではなく帝国大学卒業者を高給で処遇したと判断できる。出身学校による給与格差は歴然である。帝国大学卒の横地石太郎（教頭）、夏目漱石（英語）、玉蟲一郎一（英語）は月額八〇円、高等師範卒の住田昇（校長）は月額六〇円、札幌農学校卒の西川忠太郎（英語）は月額四〇円、物理学校卒の中堀貞五郎（地理・物理）は月額三〇円であった。給与等細部については、付表①「明治二八年松山尋常中学校教職員俸給並びに漱石在職時の教職員一覧」「県立師範学校中学校教職員等級月俸表」（愛媛県資料）を参照されたい。

## 三、外国人教師の群像

愛媛県尋常中学校（旧制愛媛県立松山中学校前身）の夏目漱石に先行する外国人教師については拙稿「漱石に先行する松山中学校外国人教師の来歴～ノイス、ターナー、ホーキンス、ジョンソン～」（「伊予史談」（第三六四号二〇一二年一月号）で詳述した。詳しくは【付表②】を参照されたい。彼らはアメリカンボードやアメリカＹＭＣＡから日本に英語教師として或いは宣教師として派遣された一員である。

ターナーとホーキンスはアメリカＹＭＣＡから派遣されている「ＹＭＣＡ教師」である。ＹＭＣＡ教師とは、明治二〇年（一八八七）に日本の諸学校で生きた英語を教えるため、米国改革・組合・バプテスト・長老四派のミッション・ボードと北米ＹＭＣＡ同盟との合同委員会によって派遣された英語教師である。

第一期（一八八〇～一八九三）年には一二名が来日、その後、欧化主義への反動時代に入り中止、第二期（一九〇〇～一九一二）には米国ＹＭＣＡ同盟独自の事業となり、日本キリスト青年会同盟が周旋し、九九名が来日、三九都市の中学校・高等学校に派遣された。（注）『日本キリスト教歴史大事典』（教文館一九八八年）を参照されたい。

「ＹＭＣＡ教師派遣契約」の骨子は次の内容である。

1、日本語の知識なしに英語教授の機会が与えられる。

2、授業以外の時間で、もし生徒が希望するならば、自由に聖書を教えてよい。

3、旅費は支給されないが、それを誰かに立て替えてもらえば、支給されるサラリーによって適当な時期にそれを取り戻せばよい。（注）奥村直彦「ヴォーリズ評伝」に拠る。

ちなみに、明治初期の北米航路（サンフランシスコ～横浜）乗船賃は一等船室二五〇ドル、二等船室（European steerage）は八五ドルでほかに三等船室（Chinese steerage）があった。外国人英語教師は二等船室を利用したとすると往復運賃＋食費などで三〇〇ドル（一五〇ドル×２）を必要経費とすると、月俸一〇〇ドルとして三ヶ月分は赴任・帰任時自己負担額に相当する。

（注）乗船賃はアメリカの太平洋郵便汽船会社（the Pacific Mail Steamship Company）の客船（ニューヨーク号）で香港始発、横浜を経由してサンフランシスコに向かう定期便（機帆船）である。（二村一夫著「高野房太郎とその時代」）

後述するウィリアム・メレル・ヴォーリズの自叙伝「A mustard-seed in Japan」（1922）に来日時の金銭的に逼迫した気持ちを率直に記述している。ＹＭＣＡ教師にとっても大変な一時出費であったと考えられる。

Fortunately, I had spent my last dollar, and had even borrowed money, to take me there; and there was no means of escape.

Homesick, cold, headache, lonely, But, here!

## 四、外国人教師の報酬システム

松山尋常中学校で教鞭をとった外国人英語教師給与についての先行論文を挙げておく。

（一）江藤淳『漱石とその時代（第一部）』（新潮社・一九七〇年）

「前任者の米人教師カメロン・ジョンソンの給与の枠をそのままひきついでいた。」

（二）才神時雄「漱石の月俸八十円の背景」（岩波『図書』一九七七年一二月号）

「月給八十円は、校長及び一等教諭の枠のなかに入るが、前任教師のカメロン・ジョンソンのと比べるならば、その半分に近いものであった。ジョンソンは、月俸表からはみだした百五十円を給されていたのである。」

（三）秦郁彦『漱石文学のモデルたち』（講談社二〇〇四年）

「英語の前任者カメロン・ジョンソンは同志社から来て百二十円（百五十円説もある）の高給で一年在任したのち、二十八年三月に辞職してアメリカへ帰った。」

（四）川島幸希『英語教師夏目漱石』（新潮社二〇〇〇年）

「明治十八（一八九五）年四月、高等師範学校と東京専門学校の職を辞した漱石は、親友菅虎雄の紹介で、アメリカ人教師C．ジョンソンの後任として愛媛県尋常中学校の嘱託教員になることを決意した。」

上記四書を含めて、管見ではカメロン・ジョンソンの月俸一二〇円または一五〇円の原本資料の提示がない。

**1、ホーキンスの年俸**

ジョンソンの先任者であるホーキンスは帰国後、日本や松山の印象を一冊の本（『Twenty months in Japan』H.G.Hawkins）にまとめた。その中に報酬についての記述がある。

「My salary will be twelve hundred yen,or dollars,per annum, paid by the government,monthly.」

年俸は一二〇〇円または一二〇〇ドルであり月額では一〇〇円または一〇〇ドルに相当する。支払者（the government）は具体的には愛媛県庁であろう。問題の年俸額は松山に着任前の金額であり、「My salary will be twelve hundred yen,or dollars,per annum.」として「will be」と表記している。松山で支給の給与額は当時の為替水準から月額一〇〇～一二〇円であろうと推定されるが確認資料が見当たらない。

**2、ジョンソンの年俸**

ジョンソンの月俸は通説では一五〇円である。日本（人）サイドからみれば極めて高額であるが、年収一八〇〇円（一五〇円×一二ヶ月）と誤解している。ジョンソンは明治二七年六月まで同志社で教鞭をとり明治二八年三月に愛媛県尋常中学校を離任している。したがって愛媛県尋常中学での勤務は六月から着任とすれば一〇ヶ月になるが、新学期（九月）からとして八月に着任したとすると八ヶ月である。【付表③】の通り為替相場は変動しているので、月俸一〇〇ドルの円換算では一六〇～一九〇円となる。月俸一五〇円については、付表①記載の「県立師範学校中学校職員等級月俸表」（明治一七年六月一四日付）の最高額は一五〇円であり、その枠内に納めたと推定される。決して超法規的な高額の支給額ではない。

**3、W・M・ヴォーリズ（一柳米来留）の年俸**

ウィリアム・メレル・ヴォーリズ（一八八〇～一九六四）は明治四〇年　滋賀県立商業学校英語教師として二年間（一九〇七～一九〇九）勤務する。アメリカYMCA派遣の外国人英語教師（二年契約）で月俸二〇〇円（月額一〇〇ドル相当）である。明治三〇年以降は「一ドル＝二円」の為替水準となったので外国人教師給与額も大幅に増額された。当時の滋賀県立商業学校（滋賀県立八幡商業学校、現滋賀県立八幡商業学校）の安場貞次郎校長の年俸は一三〇〇

円、教員の合計は一七名で一万一五八〇円（月平均四五円）であった。（奥村直彦著『ヴォーリズ評伝』）一般的な解説書には「月俸三〇〇円（県知事と同額）」と誇張して執筆されている。

ヴォーリズはその後近江八幡を中心にキリスト教の布教に努めるが、建築家として、メンソレータムの経営者としても著名である。一九四一年（昭和一六年）に日本に帰化してからは、華族の一柳末徳子爵の令嬢満喜子夫人の姓をとって一柳米来留（ひとつやなぎめれる）と名乗った。「米来留」とは米国より来りて留まるという洒落であろうか。ちなみに江戸時代の伊予国小松藩の藩主である一柳家の本家筋に当たる。

## 4、L・ハーン（小泉八雲）の年俸

ラフカディオ・ハーン（一八五〇～一九〇四）はギリシャで生まれ明治二三年（一八九〇）に来日、小説家、英文学者としても著名であるので詳細は割愛する。ハーンは明治二三年（一八九〇）に島根県尋常中学校教諭（月俸一〇〇円）、明治二四年から二七年まで第五高等学校教授（月俸二〇〇円）、明治二九年から明治三五年三月まで東京帝国大学講師（月俸四〇〇円）であった。漱石はハーンの後任として第五高等学校教授（月俸一〇〇円）、東京帝国大学講師（年俸八〇〇円）を歴任するが、漱石の月俸・年俸は高等学校、帝国大学ともにハーンの月俸・年俸には遥かに及ばなかった。

なお、愛媛県と同様に、香川・徳島・高知県においても官公立中学校では外国人教師を招聘している。

ゼ・ヒ・モリス（高松中学校　明治六年）
フィバルト（丸亀中学校　明治三七年）
ローラン・P・イーストレーキ（丸亀中学校明治四〇年）
カール・O・スパーマー（高松・丸亀中学校明治四三年）
W・ランバス（徳島尋常中学校　明治二一年）
ネットル・シップ（徳島尋常中学校　明治二二年）
プライス（徳島尋常中学校　明治二三年）
M・J・カラハン（徳島尋常中学校　明治二四年）
ポーシャ（高知藩校　明治三年）
フラデゲッキ・アデリリアン・マイヤ（高知致道館　明治三年）
トウマス・ヘリヤト（高知致道館　明治三年）
エム・バヨウ（高知尋常中学校　明治二三年）

**【資料】**

①ユネスコ東アジア文化研究センター編『資料　御雇外国人』（小学館　一九七五年）
②拙論「漱石に先行する松山中学校外国人教師の来歴（『伊予史談』第三六四号）

## おわりに

お雇い教師の多くがポンド或いはドルをベースに雇用契約を結ぶのは当然である。細部資料はないが、アメリカＹＭＣＡ英語教師については年俸一二〇〇ドル（月俸換算一〇〇ドル）であることを明らかにした。時系列的に判断すると、円ドルの為替相場の推移によって月俸一〇〇円～一二〇円～一五〇円～二〇〇円と日本円では増額されていく。一方日本人教師は、帝国大学を頂点として高等師範学校、高等中学校、尋常中学校の序列化が進み、教育においても国家統制が確立していく。漱石が愛媛県尋常中学校に赴任した明治二〇年代の後半は、その移行の真っ只中であった。

漱石の愛媛県尋常中学校の月俸八十円は尋常中学校の教師平均額と対比すれば確かに高額ではあったが、松山で流布されている「外国人教師並み給与」ではなかった。地方の尋常中学校では帝国大学出身者を教師として採用することにより地域における尋常中学校の評価を高め、優秀な学生の募集を円滑に進め向学心を高めることを狙った。愛媛県尋常中学校に限定すれば、帝国大学卒業の学士の月俸は八〇円であったことを特記しておきたい。

（平成二十四年四月例会講演・常任理事）

## 付表①明治28年、松山尋常中学校教職員俸給並びに漱石在職時の教職員一覧

（愛媛県資料ならびに秦郁彦『漱石文学のモデルたち』）

| 職　名 | 氏　名 | 月俸 | 出身学校 | 担当教科　ほか |
|---|---|---|---|---|
| 校　長 | 住田　昇 | 60円 | 16高等師範卒 | 修身 |
| 教　頭 | 横地　石太郎 | 80円 | 17帝国大学卒 | 化学・物理 |
| 教　諭 | 西川　忠太郎 | 40円 | 21札幌農学校卒 | 英語 |
| | 安芸　本吾 | 35円 | 理科大選科 | 博物 |
| | 渡部　政和 | 35円 | 11大阪師範中退（検定） | 数学 |
| | 中村　宗太郎 | 30円 | 24第四高校卒 | 歴史 |
| | 中堀　貞五郎 | 30円 | 19物理学校卒 | 地理・物理 |
| 助教諭 | 村井　俊明 | 25円 | 松山藩校 | 歴史・国語 |
| | 弘中　又一 | 20円 | 同志社卒 | 数学・英語 |
| | 太田　厚 | 20円 | 昌平黌 | 漢文 |
| | 高瀬　半蔵 | 18円 | 京都府立画学校卒 | 図画 |
| | 伊藤　朔七郎 | 12円 | （出身地　愛媛） | 体操 |
| | 浜本　利三郎 | 12円 | 13徳島中学中退（検定？） | 体操 |
| 助教諭心得 | 梅木　忠朴 | 25円 | 14慶応義塾卒 | 英語 |
| | 猪飼　健彦 | 20円 | （出身地　愛媛・松山） | 不明 |
| | 安倍　元雄 | 20円 | 27物理学校卒 | 数学 |
| | 山口　善太郎 | 13円 | （出身地　愛媛） | 英語 |
| 嘱託教員 | 夏目　金之助 | 80円 | 26帝国大学卒 | 英語 |
| 嘱託教員 | 左氏穣（朱山） | 20円 | （出身地　愛媛） | 漢文 |
| 嘱託教員 | 近藤　元弘 | 10円 | （出身地　愛媛） | 漢文 |
| 書　記 | 久松　貞泰 | 12円 | （出身地　愛媛？） | |
| 書　記 | 寒川　朝陽 | 12円 | （出身地　愛媛） | （会計） |
| 教　諭 | 玉蟲　一郎一 | 80円 | 28帝国大学卒 | 英語（漱石後任） |

## 「県立師範学校中学校職員等級月俸表」（明治17年6月14日付）

（愛媛県資料）

| 職　名 | 準官等 | 月　俸 | 中学校教員の該当級 |
|---|---|---|---|
| 長 | 自十等至八等 | 自五拾圓　至百五拾圓 | ノイス・ターナー・ホーキンス・ジョンソン |
| 一等　教諭 | 八等 | 自五拾圓　至百圓 | 住田・横地・夏目・玉虫 |
| 二等　教諭 | 九等 | 自四拾圓　至五拾圓 | 西川 |
| 三等　教諭 | 十等 | 自三拾圓　至四拾圓 | 安芸・渡部・中村・中堀 |
| 一等　助教諭 | 十一等 | 自弐拾圓　至三拾圓 | 村井・弘中・太田・梅木 |
| 二等　助教諭 | 十二等 | 自拾五圓　至弐拾圓 | 高瀬・猪飼・安倍 |
| 三等　助教諭 | 十三等 | 自拾圓　至拾五圓 | 伊藤・浜本・山口 |
| 書　記 | 自十七等至十一等 | 自六圓　至三拾圓 | 久松・寒川 |

## 付表②　松山中学校外国人英語教師　略年譜

| 項　目 | ノイス | ターナー | ホーキンス | ジョンソン | スコット |
|---|---|---|---|---|---|
| フルネイム | Noyes, William Horace | Turner, William Patillo | Hawkins ,Henry Gabriel | Johnson,Cameron | |
| 国籍 | アメリカ | アメリカ | アメリカ | アメリカ | |
| 出生地 | クルド | ジョージア州 | ミシシッピー州 | 不明 | |
| 出生年月日 | 1862 | 1864. 4. 6 | 1866. 10. 5 | 不明 | |
| 死亡年月日 | 1028. 7. 5（66 歳） | 1912. 3. 10（48 歳） | 1909. 10. 13（74 歳） | 不明 | |
| 墓地 | アメリカ | 日本（神戸修法ヶ原外人墓地） | アメリカ | 不明 | |
| 学歴 | アーマスト大学<br>アンドヴァー神学校<br>ユニオン神学校 | エモリー大学 | アラバマ大学 | 不明 | |
| 信仰 | アメリカンボード | YMCA | YMCA | アメリカンボード系ヵ | |
| 家族 | 妻 | 妻　子供 3 人 | 妻 | 不明 | |
| 特記事項 | ニューヨーク州教育局幹部 | メソジスト松山＆広島教区主管者 | ミシシッピー州教育会重鎮（大学学長ほか） | 同志社中学教官 | |
| 松山の宿舎 | （愛松亭ヵ） | 愛松亭 | 愛松亭 | 愛松亭 | （愛松亭ヵ） |
| 松山中学校勤務年度 | 明治 22 年度～ | 明治 23～24 年度 | 明治 25～26 年度 | 明治 27 年度 | 明治 27 年度 |
| 松山在住期間 | 1889. 5～1891. 4（2 年。学校は 1890. 4 迄ヵ） | 1890 春～1892 春（約 2 年） | 1892 春～1894 春（約 2 年） | 1894. 9～1895. 3（約 7 ヶ月） | 1894. 4～1894. 7（約 4 ヶ月） |
| 主要文献 | Berkeley Street Church「The case of Rev. William H. Noyes」（1889） | PITTS THEOLOGY LIBRARY「TURNER WILLIAM PATILLO」 | H.G.Hawkins『Twenty Months in Japan』（1901） | T. J. Llewelyn,『Japan — Description and travel;』（1940） | |

（注）①松山中学校の外人教師として上記 4 名以外にスコット（明治２７年秋退職職）を近藤英雄は『坊っちゃん秘話』（1983 年 11 月刊）で記述し、同書に送別写真（明治 27 年 5 月ごろ）を紹介している。

②愛媛新聞創刊百周年記念『子規と漱石　その交流と足跡』（1976 年 3 月刊）ではジョンソンの明治 28 年春の送別写真に「スコット氏満期帰国の時、地理教員中堀氏が教員控室の後ろで撮影した。」と説明している。この説明文は、愛媛新聞社にも照会し、間違いであることを確認した。但しスコットが松山中学校外人教師であったか否かについては、現在までの調査研究では結論が出せない。管見では英文、邦文ともにスコットを紹介した論文は見当たらない。今後の調査に俟ちたい。

③「愛松亭」の２階家屋（独立家屋）は、階上・階下ともに 2 室、浴室も設置されている。外国人（宣教師ほか）対象に（県の要請もあり）建築された可能性もある。建築年が不明である。資料では、ターナー、ホーキンス、（スコット？）、ジョンソン、夏目漱石が宿舎として 5 年（最大限 7 年）利用している。

## 付表③　「円とドル」との為替相場の推移　『日本銀行百年史』より

| 年号（明治） | 西暦 | 100円につきドル（年中平均） | （参考）1ドルにつき円 | 注　記 |
|---|---|---|---|---|
| 7年 | 1874 | 101.583 | 0.984 | 1ドル＝1円 |
| 8年 | 1875 | 98.708 | 1.013 | |
| 9年 | 1876 | 99.793 | 1.055 | |
| 10年 | 1877 | 96.125 | 1.040 | |
| 11年 | 1878 | 101.792 | 1.089 | 円安に移行 |
| 12年 | 1879 | 88.708 | 1.127 | |
| 13年 | 1880 | 90.589 | 1.104 | |
| 14年 | 1881 | 89.812 | 1.113 | |
| 15年 | 1882 | 91.313 | 1.095 | |
| 16年 | 1883 | 88.048 | 1.124 | |
| 17年 | 1884 | 88.930 | 1.124 | |
| 18年 | 1885 | 84.780 | 1.180 | |
| 19年 | 1886 | 78.880 | 1.268 | |
| 20年 | 1887 | 76.260 | 1.311 | |
| 21年 | 1888 | 76.240 | 1.347 | |
| 22年 | 1889 | 75.280 | 1.328 | |
| 23年 | 1890 | 82.120 | 1.218 | ターナー　100円／月（100ドル） |
| 24年 | 1891 | 78.010 | 1.282 | |
| 25年 | 1892 | 69.840 | 1.432 | ホーキンス 120円／月（100ドル） |
| 26年 | 1893 | 62.121 | 1.610 | |
| 27年 | 1894 | 56.791 | 1.969 | ジョンソン 150円／月（100ドル） |
| 28年 | 1895 | 51.213 | 1.953 | 夏目漱石　80円／月 |
| 29年 | 1896 | 52.780 | 1.896 | 玉蟲一郎一　80円／月 |
| 30年 | 1897 | 49.305 | 2.028 | 1ドル＝2円 |
| 30年以降 | | | 1ドルにつき2.0円台で安定 | 外国人英語教師を継続雇用すれば<br>100ドル／月（180～200円相当）<br>ヴォーリズ　200円／月（100ドル） |

（注）アメリカ YMCA 派遣教師の年額報酬は 1,200 ドル（月額 100 ドル）である。
H.G.Hawkins　『Twenty months in Japan』に拠る。

（注）

① 明治4年5月　「新貨条例」　1円　純金 1.5 グラム＝1ドル　純金 1.504 グラム
明治7年~10年「安定＜小幅＞」ベース　1円＝1ドル
明治11年から「円安」ベース（上表）
明治30年10月　「貨幣法」　純金1量目ニ分ヲモッテ価格ノ単位トナシ、コレヲ円ト称ス。（2分＝750ミリグラム）　2円（750mg×2）＝1ドル（1504mg）
明治30年～大正期「安定＜小幅＞」ベース　2円＝1ドル

# 【史料紹介】明治二十四年「松山中学校沿革調」

柚山俊夫

今回紹介する史料「松山中学校沿革調」は、当会平成二四年二月例会で報告したもので、愛媛県立図書館県行政資料M08―13―17「明治二十四年県立学校　松山市有講堂事件」に収められているものの一部である。

明治時代前期の松山中学校の沿革について、財産処分の観点を中心に明治二十四年に記述されている。筆者は大道寺徳（中学校書記）であると考えられる。

松山にあった中学校には県財産と民有財産とが混在し、講堂（現松山東高明教館）は民有（松山市民共有）であったらしい。講堂は、旧藩主久松定謨から明治六・七年ごろ寄附されたが、手続きがあいまいで松山市民の公有物かどうかも明確でないという。一方、明治二十四年八月、伊予尋常中学校の山崎忠興校長の名で県知事に宛てた「市有建物返却ノ儀届」では、講堂は市有建物とされている。

長文であることから、例会資料にあった史料の要旨摘記や、史料原文に記載された注記の翻刻部分は、本稿では省略した。

明治廿四年
松山中學校沿革調
内務部第三課

## 松山中學校沿革調書

### 松山中学校創立之事

本学校ハ明治九年六月十七日始テ二番町ニ開設シ変則中学校ト称ス、本縣中学校ノ設置ハ之ヲ以テ嵩矢トス、是ヨリ前勝山学校ニ課外席アリ（別紙甲号参照スヘシ）又英学所ナルモノアリ、課外席ハ小学科卒業ノモノ又ハ年齢既ニ学ヲ修ムルニ適セサルモノヲ教フル所ニシテ、即中学豫備的ノ学校ナリ、英学所ハ即変則的ニ英語ヲ教フル所ニシテ中学的ノ学校ナリトス、而シテ勝山学校ハ学制ノ規定ニ因テ之ヲ設立シ其学科ハ小学科ナリ、課外席

ハ本科ニ附設セル学校ナレハ即之ヲ称シテ町村立学校ト称スヘシ、英学所ハ中学的学科ノ一科ニ属スル外国語ヲ教フル所ナリ、其経済ハ一ニ縣ノ管理ニ属スル資金ヲ以テ之ヲ維持シ、其管理モ亦縣廳之ヲ学区取締ニ委託シタルモノナルヲ以テ之ヲ称シテ縣立学校ナリト称スヘシ、而シテ勝山学校ハ明治五年十月ノ設立ニ係リ英学所ハ明治八年八月ノ設立ニ係ル所ナリシカ、変則中学校ヲ設立シタルトキ共ニ之ヲ廃止シ其事務ハ此ノ時ヲ以テ之ヲ変則中学校ニ引継カシム（別紙乙号参照ノ通）、当時課外席ヨリ書籍ヲ引継キタルモノハ今尚中学校ニ存留セルモノアリ

**松山中学校経済ノ事**

本学校設置ニ当リ縣廳自ラ調査シタル維持法ノ計算書アリ、本豫算ハ明治九年六月ヨリ仝十年十二月ニ至ル一年有餘ノ間ニ於ケルモノニシテ、其財源ハ縣税元英学所資金（方今中学資金ト称スルモノナリ）別途金ト称スルモノ及勝山学校所納金等ニシテ大概一ヶ年二千円余ノ定額トス（別途丙号参照ノ通）、以后十一年一月ヨリ十二月ニ至ル一ヶ年分ハ豫算定額ノ徴スヘキモノナシ、故ニ其財源モ亦明瞭ナラスト雖トモ資金受拂帳ナルモノニ拠リ同年分ノ計算ヲ調査スルトキハ金千九百五拾九円余ノ支出アリ、而シテ同年中ノ収入ハ中学資ノ利金ヲ始トシテ金二千拾三円六拾銭三厘ノ収入金アリ、之ニ因テ考フレハ同年中ノ経費ハ大概ネ前年ノ額ヲ目安トシテ支出シタルナラン、其十二年ニ於ル豫算ハ較明瞭ニシテ当時ノ経済ヲ知ルニ足ルモノアリ（別紙丁号参照ノ通）、降テ十二年度十三年度ヨリ以テ十六年度ニ至ルモノハ各経費金ノ定額アリ（別紙戊号参照ノ通）、以テ其維持ノ方法及資金ノ出所ヲ明ニスルヲ得ヘシ

以上ノ経歴ニ依リ学校維持ノ方法及財源ノ存スル處ハ略之ヲ了知セリ、而シテ其経費遣払ノ手続タル、創立ノ時ヨリ明治十二年ノ始メ迄ハ月額金拾円ヲ中学校ニ交付シテ日用校費ノ用ニ充テ事務係ヲシテ支出ヲ専行セシメ、一口金拾円以上ニ出ツルモノハ悉ク縣廳ノ裁定ヲ請ハシム、十二年五月已後ハ月額ヲ拾五円ニ増加シ而シテ其取扱ハ尚ホ旧ニ依レリ、又此ノ時代ヨリ會計ノ法漸次詳密ニ渉リ精算報告ノ体モ亦改良ノ徴ヲ現ハセリ

**松山中学校ノ管理ノ事**

本学校ハ創立ヨリ降テ明治十二年九月ニ至ル迄ハ縣廳之ヲ直轄シ細大ノ事一々縣廳自ラ之ヲ處弁セリ、是ヨリ前明治十二年十二月第二百廿七号ヲ以テ中学校職制ヲ発シ附スルニ維持法ノ事ヲ以テシ、以テ其責ヲ中学校所在ノ郡長ニ附セリ、是ニ至リテ其言ヲ履ミ之カ管理ヲ委托シテ和氣温泉久米郡長ノ管轄トナシタリ（別紙癸号参照ノ通）、降テ明治十七年三月ニ至リ縣立ノ名義ヲ重シタルカ本学校ニ限リ郡長ヘノ委托ヲ廃シ復縣廳ノ直轄トナス（別紙庚号参照ノ通）

以上所載セル如ク、本学校ノ管理ハ始メ縣廳之ヲ直轄シ、一変シテ郡長ノ管理ニ委シ再變シテ又縣廳ノ直轄トナリシト雖トモ、其間財産ノ受渡ハ或ハ之ヲ言ハス或ハ之ヲ学校長ニ委シ、常ニ厳正ナル監督ノ其間ニ行レサルノミナラス、其創立ノ始ヨリ明治十七年六月之ヲ廃止シタル時ニ至ルマテハ、今日民有ナリト称スル校舎ノ使用ヨリ図書器械ノ使用ニ至ルマテ、一言ノ以テ互ニ貸借ノ事ニ及ハサリシハ奇モ亦甚シト云フヘシ、之ヲ一方ヨリ評スレハ官民合立ノ性質ニシテ設立ノ当時人民未タ中学設立ノ力ナク専ラ官ノ扶助ヲ仰クノ状態ナルヲ以テ、縣廳自ラ之ヲ率ヰ其緒ヲ開キタルモノナリ、故ニ当時既ニ人民ノ公有ニ帰シタル校舎ヲ使用スルモ、一言ノ以テ之ヲ謀ラサルハ官ノ事業ト認メサルニ由ルモノト言ハサルベカラサルカ如シ、然レトモ民有家屋（講堂及時敏堂等ノコト）ナルモノハ、固ト松山ノ藩主久松定謨ノ持物ニシテ、明治六七年ノ頃之ヲ寄附シタルモノナレトモ（別紙甲号参照ノ通）、当時ノ取扱書類ニ依レハ唯内務卿ニ向ツテ賞與上申ヲナシ、モノ、ミニテ、寄附ノ目的或ハ之ヲ所有スヘキ権利者ノ如キハ固ヨリ之ヲ確ムヘキモノナシ、惟フニ当時ニアリテハ寄附ノ手續未タ今日ノ如ク精細ナラス、故ニ寄附者ニアリテモ敢テ詳ニ使用スヘキ場所ヲ指定セサルノミナラス、官廳モ亦敢テ之ヲ推究セス、時ノ便宜ニ従ヒ其必要ニ向ツテ之ヲ使用シ、其権利者ハ果シテ誰ナルカ又之ヲ使用スルニハ其権利者ニ謀ルヘキカノ如キハ固ヨリ研究セサル所ナルヘク、権利者モ亦自ラ其権利者タルコトヲ自認セス、之ヲ要スルニ当時ノ寄附ニシテ明ニ其目的ヲ明言セサルモノハ、官ニ於テ其大体ノ目的ニ従ヒ適宜ニ之ヲ處分シタルモノト云フノ外ナカルヘシ、当時ノ状態総テ此ノ如シ、権利者ノ確定セサルハ固ヨリ疑フヘキ所ニアラサルナリ、之ヲ松山市ノ公有物ナリト確定シタルハ実ニ明治廿二年ニアリ（別紙壬号参照ノ通）、其以前ニアリテハ民有中学準備ト称ヘ、或ハ松山中学準備ト称フル等名称区々、一時ハ之ヲ一定セサルノミナラス其郡役所ニ於テ之ヲ管理セルヤ、当時既ニ学事資産管理ノ法式アリ、町村費ニハ公有物取扱費ノ科目アリ、皆共ニ町村会ノ管渉セサルモノナシ、然ルニ獨リ此ノ資産ニ限リ其使用貸借ノコト迨廿二年前ニアリテハ一モ町村ノ之ニ参與シタルコトナキハ何ソヤ、他ナシ、当時寄附ノ時寄附者ノ意思極メテ□漠ニシテ官モ亦□漠ニ之ヲ受ケ当時経済ノ□漠タル中学校ノ處用ニ供シ、以テ今日ニ至リシモノナレハ其永ク権利者ノ確定セサルモ誠ニ故アルナリ

時敏堂並ニ之ニ属スル学舎ハ之勝山学校ヨリ借地ナリト称フル地域内ニアリ、該借地ト称フルモノハ五百二十坪ニシテ中学校調ノ書類ニ依レハ其借入ハ明治九年ナリ、而シテ該地ノ縣有ニ帰シタルハ実ニ明治十七年七月ニシテ、当時縣会ノ議決ニ依リ縣立師範学校資金ヲ以テ勝山学校ノ直接使用セシ校舎及敷地ト共ニ之ヲ購求セシモノナリ（十七年

師範学校ト云ヘル綴リノ公文ニ詳ナリ今之ヲ略ス)、此ノ地ハ民有建物ノアル地ナルヲ以テ之ヲ縣有ニ移スニ当リテハ建物ノ處分ヲ決定スヘキ條理ナリ、然ルニ其買売掛引ノ書面ヲ検スルニ学務委員戸長固ヨリ之ヲ言ハス、郡長縣廳モ亦之ヲ言ハス、所謂偶然ノ間ニ経過シ去リテ書面上一點ノ墨痕ナシ

今ノ講堂所在ノ地ハ明治十年村瀬政興ナルモノヨリ之ヲ購求シ、其代金ハ小学補助金ヨリ支出セリ（別紙己号参照ノ通)、此ノ地ヲ購求セシハ講堂ヲ爰ニ移サンカ爲メナリ、講堂始メヨリ此ノ地ニアリシニアラス、又講堂前ノ明地ハ仝十年三好隣邑ナルモノヨリ購求セリ、両地共ニ土地分割地券下渡願アリ、而シテ三好ヨリ買入レタル地代金ノ出所ハ前者ノ如ク詳ナラスト雖トモ、之ヲ中学校資金ヨリ買入レタルコトハ明瞭ナリ（別紙参照天号ノ通)、此ノ二筆ノ地ハ中学校ノ所有ニ属シタルコトハ以上ノ事実ニ依リテ明カナルニ拘ハラス、当時之ニ向ツテ地券ヲ発シタルハ何ソヤ、之甚タ疑フヘキ處ナリ、明治七年第百二十号布告地所名称区別官有地第四種ノ部ニ曰、「地券ヲ発セス地租ヲ課セス地方税ヲ賦セサルヲ法トス」、而シテ其第一項ニ「寺院大中小学校説教場病院貧院等民有地ニアラサルモノト」アリ、又民有地第一種ノ部ニ曰、「地券ヲ発シ地租ヲ課シ地方税ヲ賦スルヲ法トス」、而シテ其第一項ニ「人民數人或ハ一村或ハ數村所有ノ確證アル学校病院郷倉牧場秣場社寺等官有地ニアラサル土地ヲ云フ」トアリ、此ノ両條ニ拠ルトキハ同シク学校地ニシテ官有地タルヘキモノアリ民有地タルヘキモノアリ、此ノ区分ヲ実際ニ適用スルコトハ法律ノ解釈ニ属スル一ノ問題ニシテ、一般ノ解釈ハ果シテ何レノ點ニ帰着スヘキカ容易ニ断定スルヲ得スト雖トモ、普通ノ解釈ニ於テハ事務ノ性質ニ因テ區分スルノ外ナカルヘシ、即官有地第四種ニ属スヘキモノハ法律ノ規定ニ従ヒ國家自身ノ直接ニ自ラ経営スル所ノ大学校並ニ府縣郡市町村ヲ区劃シテ中学区又ハ小学区ヲ置キ、其区ヲシテ設立維持ノ責ヲ負擔セシメラレタル中学校小学校ノ所用ニ供シタルモノヲ以テ、此種ノ土地ニ属セシメタルモノトス、民有地第一種ニ属スヘキモノハ法律上ノ義務ニ属セサル随意設置ノ学校ノ所用ニ供シタル土地ヲ以テ此ノ種類ニ属セシメタルモノトス、其他説教場病院貧院等ニ関スルモノモ其事業ノ性質ニ従ヒ、国民教育的、国民衛生的、国民救恤的事務トシテ定ムヘキモノハ之ヲ官務ニ置キ、其所用ニ供シタルモノハ之ヲ官有地トナシ、即チ第四種ニ編入シタルモノナルヘシ、而シテ民有第一種ニ属スルモノニシテ又病院アリ、此ノ病院ハ即數人一村數村等ノ事務ニシテ、之ヲ國家ノ事務ニ比スレハ即一小部分ノ随意事務ニ属シ國家ノ敢テ要求セサル所ナリ、其他郷倉牧秣場郷社寺院等モ亦之ニ準シ、共ニ一種ノ民業若クハ信徒信者等個人的意思ノ集合團結ヨリ作ラレタルモノニシテ、又國家ノ要求セサル所ニ属スルモノハ

皆此ノ種類ニ属セシメタルモノトス、此ノ解釈ニシテ過ナクンハ、松山中学校ノ所用ニ供シタル土地ハ果シテ如何ナル種類ニ属スヘキモノナルカヲ判断スルハ、稍其困難ナル区域ヲ脱出スルヲ得ルナラン、仰松山中学校ハ其成立漠トシテ明ナラサル處ナキニアラスト雖トモ、其設置伺（別紙地号参照ノ通）ニ拠ルトキハ本縣下第三十四番中学区ニ属スル中学校ト認ムルコトハ固ヨリ疑ヲ容レサル處ナルベシ、果シテ然リトセハ其設立支持ノ責ヲ負フモノハ學制第九十八章ノ命スル所ニ従ヒ当該学区ニ帰スルモノタルコト亦言テ待タサル處ナリ、然レトモ当時ノ状態ヲ察スレハ人文開明ノ度未タ今日ノ如ク発達セス、代議機関ノ制度アルニアラサレハ区民ヲシテ参政ノ実務ニ当ラシメ、之ヲ一般ノ義務トシテ負荷セシムル能ハサルモノアリシハ状勢ノ免レサル所ナリ、故ニ是等ノ事務ハ学区取締ナルモノヲ設ケ官費（必シモ否ラス）ヲ以テ給料ヲ給シ人民ニ代リテ百般ノ教育事務ニ当ラシメ、以テ教育ノ普及ヲ謀ラシム、故ニ中学設立事務ノ如キモ亦此ノ職員ノ當ニ盡スヘキ重要ノ職分ナリトス、即宇和島ニ南豫中学校ヲ設ケタル如キ主トシテ此ノ職員ノ計画シタル處ニ拠リテ成立セリ、松山中学校ノ設立モ亦必ス此ノ如クナラサルベカラス、然ラサレハ当該区民ニシテ其責ヲ盡シタリト云フヲ得ス、而シテ当学校成立ノ蹟ニ就キ深ク之ヲ盡究スルトキハ其事情南豫ニ背サルモノ殆ト百中ノ百ニ近カラントス、請、試ニ其事実ノ梗概ヲ叙述セン

初メ本縣一ノ中学校ナシ、明治九年六月松山ノ人相田義和ヲ以テ中学校事務係トナシ専ラ設備ノ事務ニ当ラシメ其月十七日仮ニ開校ヲナシ課業ヲ授ク、是ヨリ前本校創立ノ計画ヲナスヤ、縣廳自ラ維持ノ方法ヲ定ムルニ当リ（維持法設計前ニ出ツ）、学区取締ト協議シタル處ナク（勝山校處納金ノ件ハ協議シタルナルベシ）専決断行シタルモノナリ、其今日ニ民有ナリ松山市有ノ財産ナリト称フル彼ノ講堂及時敏堂並ニ之ニ属スル各室ヲ同学校ノ使用ニ供スルニ当リ之ノ学区取締ニ謀リシヤ、否其一事ハ文書ノ以テ之ヲ徴スヘキモノナシ、由テ之ヲ当時ノ学区取締タリシ人ニ拠リ之ヲ質問スルニ其記臆不確実ナリト雖トモ其協議等ヲ受ケタリシコトアルヲ記臆セサル趣ヲ答ヘタリ、若シモ協議ヲ遂ケスシテ勝手ニ使用シタリトセハ今日ノ如ク民有ナリト確知シタル跡ヨリ之ヲ追想セハ其處置ハ頗ル不穏当ナルカ如シ、乍併当時該物件カ果シテ松山市民ノ公有物ナルヤ、固ヨリ明確ナラサルノミナラス当時寄附金穀物件ノ處分方ハ前既ニ記述セルカ如ク其体極メテ□漠ナリ、殊ニ其松山市中ニ関係アルモノ、如キハ多クハ官ノ手ニ於テ適宜之ヲ分配シタルカ如キ実状ナレハ、其目的極メテ廣漠ニシテ審ニ使途ヲ示サヽルモノハ、大体ノ目的（仮令松山藩侯領地内教育ノ費途又ハ松山市中学校費ノ内等ノ類ナリ）ニ由リテ處分セサルヲ得サルハ事ノ當ニ然ルヘキ處ナラン、故ニ此

ノ事実ヨリ之ヲ言ヘハ其校舎ヲ使用シタルモ敢テ不條理ナル處置ト云フヲ得ス、其他勝山校處納金ト称フル一ヶ年二百四拾円ノ差出方ノ如キモ其協議ヲ遂ケタリト認ムヘキ痕蹟ナク、サリトテ又出金スヘシト命令シタル文書モ之アラスト雖トモ、当時該金員ヲ勝山学校課外席ニ宛テタルニハ相違ナカルヘク、而シテ其課外席ハ之ヲ廃シ同校事務ハ中学校ノ設置ト共ニ之ヲ中学校ニ引継カシメタルコトハ文書ノ以テ之ヲ徴スヘキモノアルヲ以テ、此ノ関係ヨリ従来課外席ノ費用ニ充タル金筋モ亦相伴フテ同学校ニ移リタルヤモ難計、之ヲ要スルニ其間ノ手續ハ明確ナラサル處アルベシ

以上陳フル如ク中学維持ノ方法ハ縣廳自ラ之ニ任シテ之ヲ定メ校舎ノ使用モ亦之ヲ断行シ、勝山校處納金モ亦之ヲ縣廳ニ収納シ百事総テ縣廳ノ手ヲ以テ之ヲ支配シ、学区取締ノ其間ニ毫モ関渉スル處ナカリシハ即中学区民ノ自ラ其責ニ当ラサルノ実証ニシテ其状態南豫中学ノ設置ニ背サル所以ナリ、其他藩廳所蔵ノ図書数百種ノ如キモ始メ官廳ノ有ニ帰シ、之ヲ中学校ニ下渡シタルモノニシテ其松山市民ノ有ニ帰シタルハ実ニ明治十三年一月六日ニアリ（別紙玄号参照ノ通）其移轉迠之ヲ中学ニ使用シタルハ固ヨリ中学区民トノ関係ナキ處ナリ

（参考）明治十二年度縣会議案教育費説明書ニ松山中学校創立ノ沿革書アリ、之ニ依ルトキハ明治八年八月ニ立ツル處云々トアリ然ルニ此ノ年月前後ニハ中学校ト名称スヘキモノアラス、惟フニ右年月ニハ恰モ英学所設置開業ノ時ニシテ後中学校ニ関係セシ草間時福ノ始テ西京ヨリ来リ教務ヲ取リシ時ニシテ之亦中学開設ノ豫備ヲナシタルモノナルベシ、且該英学科ハ前既ニ陳ブル如ク中学的学科ニシテ頗ル中学校ニ縁故ノ近キモノナレハ之ヲ称シテ中学校ト揚言セシモ決シテ理由ナキコトニアラス、故ニ言爰ニ及ヒシモノカ

## 附言

松山中学校創立ヨリ明治十七年六月廃止ニ至ル迠ノ沿革ハ前数葉ノ紙面ニ於テ其梗概ヲ領シタリ、而シテ同年七月縣下ニ三中学校ヲ創立シ茲ニ至リテ全ク郡長ノ関係ヲ絶チ純然タル地方税経済ヲ以テ全部ノ生存ヲ謀ルニ至レリ、其時ニ於テ松山ハ第一中学校ノ位置トナリ其校舎図書器械ハ従来松山中学ニ使用セシモノヲ襲用スルコトトナレリ、然レトモ其内ニハ民有ノ校舎アリ図書器械アリ、之ヲ使用スルニアラサレハ中学校ノ構成ヲ完成スルヲ得サルヲ以テ常置委員ニ諮問（別紙黄号参照ノ通）ノ上之ヲ風早和氣温泉久米郡長ニ移シ以テ同校ノ用ニ供セリ、降リテ明治十九年勅令第十五号中学校令ノ出ツルニ會シ、先ツ第二第三中学校ヲ廃止シ第一中学校ヲ存シテ尋常中学校ヲ編成セント欲シ、先ツ之ヲ常置委員ニ謀リ同

年十月之ヲ縣会ノ議ニ附ス、偶縣民風雨ノ災ニ罹リ負担ノ重ニ苦ムト、勅令ノ命スル所必ズシモ一校ヲ設置スルコトヲ規定セス、加之当時議会ノ懐抱セル意見ハ教育ハ個人的ナラサルヲ得ス、故ニ其設立モ亦個人的ノ事業ニ帰スベシトノ意見ニ依リ遂ニ本縣立中学校ノ性命ハ十九年十月三十一日ヲ以テ絶息セリ、之ヨリ前第二第三両中学校ハ課員ヲ派出シテ事務ノ受渡ヲ結了セシト雖トモ、第一中学校ハ事務収納ノ都合ニ依リ右期日迄ニ事務ヲ完了スルコト能ハス、依リテ之ヲ常置委員ニ謀リ残務取扱費五拾四円ヲ出シテ其年十二月之ヲ結了ス、其事務受渡ハ当時第一中学校處分方擔当者（元本縣属鴨川正幸ナリシト記臆ス）同校ニ出張シ受取済ノ上之ヲ師範学校ニ托シテ保護スル事ニ定メラレタルコトヲ記臆セリ、然レトモ此ノ際民有ニ係ル建物及其他ノ物件ハ返還ノ手續ヲ行ハサリシモノ、如シ、廿年八月松山私立女学校主二宮邦次郎ヨリ右第一中学校舎其他物件借用願處分案ノ内ニ云ヘルアリ、曰、「該中学校建物及器具等ノ内ニハ民有ノ分モ有之候處、同校廃止后資産處分未済ニ付其儘本廳ニテ保管相成居候次第ニ有之、就テハ右民有ノ分モ中学校ノ使用ニ供スル目的ヲ以テ借上相成リ居候モノニ付、今其目的外ニ出テ之ヲ私立女子校ヘ貸與スルハ允当ナラス云々」以テ返還未済タルヲ知ルヘキナリ、当時資産處分ヲ行ハサルモノハ頗ル怠慢ニ似タリト雖トモ、偶々中学設立ノ議民間ニ起リ、果シテ功ヲ奏スルニ至レハ其所用ニ供セントスルノ内意アリシニ因由セシモノナランカ、即二十一年ニ至リ伊豫教育義会起リテ尋常中学校ノ設置ヲ計画シ、遂ニ同年九月功ヲ奏シ同校舎器具図書等縣民有ノ区別ナク悉ク其處用ニ供スルニ至レリ、超ヘテ二十二年ニ至リ市制町村制実施ノ期将ニ決セントスルニ會フ、此ノ時未タ風早和氣温泉久米郡長ノ管理セル民有中学準備財産ノ處属或ハ處分等未タ確定セス、因テ之ヲ處分センカ為メ同年一月十六日付同郡長ヨリ曩ニ縣廳ニ於テ借入レタル即民有物件悉皆一先返却センコトヲ照会ス、因テ之カ返却ヲナシ更ニ伊豫尋常中学校ノ處用ニ供スルコトヲ仮約セリ（別紙字号参照ノ通）、同年五月二日松山市街聯合町会ノ議決ヲ経テ（別紙壬号参照ノ通）其管理方法ヲ定メ其月十日之カ施行ヲ認可シ、今猶其議定ノ趣旨ニ依リテ伊豫尋常中学校ニ使用セリ、是ヨリ前校舎其他ノ物件ヲ郡長ニ返還スルニ当リ、其建物處有主ト土地所有主トハ之ヲ異ニスルヲ以テ此ノ時ニ於テ其處分方法ヲ議定スヘキ筋ナリシト雖トモ、因襲ノ久シキ議、遂ニ爰ニ及ハ以テ今日ニ至リシハ是非モナキ次第ト云フ可シ

**甲号**

**一勝山学校課外席ノ事**

明治五年壬申十月始テ第十五大区小学校規則ヲ定メ之ヲ発表ス、其摘要左ノ如シ、但石鉄縣学制掛ノ定ムル處ナ

リ

一小学校取設ノ場所ハ追々増加スヘキナレトモ当分左ノ五ヶ所ナリ、尤開校日合ハ追テ沙汰スヘシ

第一校　　元明教舘

（以下略之）

一小学校課業習済ノ後猶修業致度者ハ中学校出来有之マテ当分開キタル第一校ノ課外席ヘ出勤スヘシ、現今十三歳以上同断、但課外席ハ一定ノ課業ナシ、書籍通読質問並算術等人々ノ望ニ任セテ之ヲ授ク、且又受業料一ヶ月永二十五文（即旧松山藩札五匁）ヲ相当トス

右ノ規定ニ依リ明治五年十月十日開校ノ典ヲ擧ケ当日学制掛一同之ニ臨場ス、当学校ハ当時専ラ士族子弟ノ就学セルヲ以テ吾人之ヲ士族学校ト称スルニ至レリ、明治六年一月学区取締ノ申出ニ因リ課外席ノ授業ヲ金五銭ニ改ム、其伺書左ノ如シ

第一校課外席（十四才已上ノモノヲ教授シ中学ノ豫備トス）生徒授業料従前二銭五厘ニ有之候處、向后五銭ニ増額仕度候事

右奉伺候也

明治六年一月三十一日　　第三中学区取締印

學制掛御中

右ノ如ク施行シ来リシ内士族中ニテ学校経済向ニ就キ間々異議ヲ唱フルモノアリシカ、明治六年三月十五日左ノ布達ヲ発シタリ

小学第一本校ヘ洋学科合併相成居候處、今般別畫致シ英学舍ト改称シ規則左ノ通改之

入門日　　第一金曜日

入門式　　金壱円

授業料一人毎月弐拾五銭、但前月ノ末ニ可相納事

本校生徒授業料左ノ通改之

受業料一人毎月拾弐銭五厘

学校設立ノ義ハ其土地人民ヨリ保護スヘキ段ハ兼テ被仰出有之ニ付、第一番小学校ハ其生徒受業科毎戸集金ヲ以テ保護シ、英学舍ハ其生徒受業料寄附金等ヲ以テ保護スト雖トモ、不適当ノ義モ有之、差向官ヨリ扶助スル處右三所ノ会計向ハ其校中ニ掲示致シ居候筈ニ候、然ル處間ニハ一番校ノ集金ヲ以テ本校各所ノ校ヘ分配致候抔ト相唱ヘ候者有之哉ニ相聞ヘ無謂事ニ候、聊カ心得違無之様貫族ノ面々ヘ承知可為致事

右ノ達ハ其原議漠トシテ何レノ向ヘ達シタルカ当時未タ公文式ノ制ナキヲ以テ之ヲ確知スルヲ得カタキノミナラス、其何学校ノ事ヲ指シタルカモ之ヲ明ニスルヲ得サルモノアリ、然レトモ当時事務處弁ノ情況ニ因テ考フルニ、一番校ト云ヘル名称ニ由リ其勝山学校ニ於ケルコトナラント考察セリ、唯其疑ハシキモノハ洋学科ノ一事ナリ、個ハ自分等当時同学校ニ生徒シタリシトキノ事ヲ再生シ亦同学校ニ関

係アルモノナラントシ、参考トシテ之ヲ記スルモノナリ

勝山学校ハ第一校(当時第一小学トモ云ヘリ)ノ改称ニシテ明治六年七月十日之ヲ改メタルモノニシテ其事ハ学区取締届書ニアリ、而シテ同学校ノ設立ハ前項ニ記スル如シト雖トモ其実仮設ニシテ未タ公開ニ至ラス、故ニ明治六年十一月当時ノ参事江木康直ヨリ之ヲ文部督学局ニ伺出テ許可ヲ得タリ、其経費額授業料額並ニ維持法ノ概略ハ左ノ如シ

教員給料四百弐拾円　学校費七拾八円　授業料一ヶ月五銭

此費用ハ毎戸出金又ハ区内積金寄附金等ヲ以テ之ニ充ツ、此ノ内御委托金凡三拾円三拾七銭七厘ツ、一ヶ年ニ遣拂ノ見込云々

右ノ如ク維持法ヲ記スト雖トモ当時学校費勘定帳ナルモノヲ見ルニ其毎月遣払ノ事実ハ明了ナラスト雖トモ、市中六小学校ノ経費ハ共通ニシテ固ヨリ豫算アルニアラス、各校ヨリ需ムル處ノモノハ何品ニ限ラズ一金庫ノ内ヨリ之ヲ出シテ分配シ而シテ毎月末之ヲ縣廳ニ報告スルヲ例トス、其財源ノ如キモ固ヨリ之ヲ審ニセスト雖トモ当時毎戸集金ノコトハ其名アリテ其実ナク、多クハ寄附金文部委托金並ニ其利子等ヲ以テ之ニ充テ、而シテ其資金ハ縣廳ノ手ニ在リテ学区取締ノ手ニアルコト寡ナシ、其毎戸集金ノ始テ之ヲ公定スルニ至リシハ明治十年縣会(本縣限ノモノナリ)ノ議決ニ由リ之ヲ実施スルニ至リシモノナリト雖トモ、勝山学校設置区内ノ如キハ尚未タ之ヲ厳行スルニ至ラサルカ如シ

以上ハ勝山学校ノ成立課外席ノ性質及同学校経済ノ梗概ニシテ略当時ノ情況ヲ知ルヲ得ヘシ、其他詳細ノ事ハ廳中文書ノ據ルヘキモノナキヲ以テ之ヲ知ルコト能ハス

**一松山中学校ノ成立**

本學校ハ元英学所(公称開校式ノ日ヲ云フ、明治八年九月五日設立)及元勝山学校課外席(小学以上ノ子弟ヲ教フル所ニシテ其設立年月詳ナラス)ノ相続者ニシテ、明治九年六月十七日前記二学問所ヲ廃シ代フルニ本学校ヲ開設シタルモノニシテ之ヲ本縣中学校設立ノ蒿矢トス、其設立維持ノ方法ヲ調査スルニ明治九年六月ヨリ明治十年十二月ニ至ル十八ヶ月間ノ出納豫算ハ別紙甲号ノ如シ、其十一年以后ニ於ケル出納ハ別ニ拠ルヘキノ書類ナキヲ以テ之ヲ詳ニスルコトヲ得スト雖トモ、惟フニ明治九年八月三十一日本学校設立伺書ヲ文部省ヘ進達シタル書面ニ拠ルトキハ、正シク前年ノ方法ヲ継続シテ漸次進化シタルモノト認ムルモ敢テ不條理ナル断定ニアラサルヲ信ス、其伺書ハ別紙乙号ノ如シ、但元英學所ハ縣廳所管ノ各種資金ヲ以テ之ヲ維持シ勝山学校課外席ハ久松家寄附金弐千円ノ利子及授業料ヲ以テ其費用ヲ支弁シタルモノナリ

## 一松山中学校ノ管理並ニ事務措弁ノ方法

本學校ハ縣縣廳ノ直轄ニシテ其職員任免進退ハ勿論経費ノ出納ニ至ル迨悉ク縣廳ニ於テ之ヲ處弁セリ（明治九年ヨリ十一年ニ至資金受拂帳ニ拠ル）而シテ校務百般ノ事ハ別紙丙号職制ニ依リ之カ委任ヲナシ、其事務ハ事務係ヲシテ之ヲ取扱ハシムルヲ例トス（当時ノ書類ヲ調査スルニ校務處弁ノ事ハ総テ事務係ノ名ヲ以テ之ヲ取扱ヘリ之其証ナリ）、明治九年九月以后ハ宇和島ニ南豫変則中学校アリ、其資金管理学校維持ノ事務ハ特ニ吉話掛又事務係ヲ設ケ以テ之カ責ニ任シ縣廳之ニ干渉スル所ナシ、然ルニ本中学校ニ限リ縣廳特ニ之ヲ直轄シ、全ク南豫中学校ト其趣ヲ異ニスルモノハ甚タ疑フヘキ所ナリト雖トモ、詳ニ其実状ヲ觀察スルトキハ其成立大ニ南豫中学ト異ナルモノアリ、抑南豫中学ハ其資金ヲ主トシテ旧藩主伊達宗徳氏ノ寄附ニ取リ之ニ加フルニ受業料及縣廳補助金五百円ヲ以テシ以テ維持ノ基本トス、故ニ其成立地方有志者ノ学制ノ趣旨ヲ体シテ之カ備ヘヲナシ、其稍全キニ至ルヲ以テ始テ縣廳之ニ補助ヲナスニ至リタルモノナレハ、獨リ之ヲ縣廳ノ直轄トナサ、ルノミナラス、地方有力名望ノ者ヲ擧テ資金管理ノ責ニ当ラシメ縣廳ハ只之ヲ監督スルニ止メタル所以ナリ、顧ミテ北豫中学校（松山中学校ノ事ナリ）ノ成立ヲ調査スルニ、其資金ハ主トシテ壱万弐千余円ノ中学校資金（今ノ中学資金ナルモノニテ其原因ハ詳ナルモノアリ）ニ拠リ、之ニ加フルニ縣税補助金受業料ヲ以テシ、而シテ尚ホ補フニ勝山学校所納金二百四拾円ヲ以テス、今此ノ実状ニ拠ルトキハ其財源ハ全ク縣有ナル資金ニ存シ其他ハ其足ラサル所ヲ補フモノニシテ、之ヲ南豫中学校ノ状態ニ比スレハ主客全其位置ヲ異ニセリ、即南豫ハ人民ヨリ起リテ官之ヲ助ケ、北豫ハ官創立ノ主トナリテ民僅ニ之ヲ助ケタルモノナリ、是縣廳直轄ノ因テ起ル所ニシテ其南豫中学ニ異ナル所以ナリ

## 松山中学校ノ設立維持ハ何人ノ責任ナルカ

謹テ明治五年公布學制ヲ按スルニ、其第九十三章ニ曰、

諸學校ニ於テ需ツル所ノ費用ノ條件左ノ如シ

一教師ノ歳俸或其居宅ノ屋賃　一學区取締給料

一学校僕役入費

一學校営造修理ノ入費或人家ヲ借テ学校トスルトキハ其屋賃

一学校諸器械教授器械或ハ修覆

一学校ニ用ヰル薪岩炭油炭筆墨紙等ノ費

一試業ノ入用

一体操器械ノ入用

此ノ數件ノ全費ハ生徒之ヲ辨スヘキモノナリ、然レトモ悉ク生徒ヨリ出サシムルトキハ生徒ノ力及ハスシテ学業之カ為メニ滞稽スヘシ、故ニ官ヨリ之ヲ助クト雖トモ生

徒固ヨリ幾分ノ受業料ヲ納メサルベカラス

又学制第九十八章ニ曰、「凡ソ学校ヲ設立シ及之ヲ保護スルノ費用ハ中学ハ中学区ニ於テシ小學ハ小学区ニ於テ其責ヲ受クルヲ法トス、故ニ官金ヲ以テ之ヲ助クルハ学区ヲ助クルモノナリ、但費用ヲ学区ヨリ出サシムルハ正租雜税町費村費ノ高ニ割合幾分ヲ出シムル等其区ノ状態ニ依ルヘシ、此ノ外冨人ノ獻金ヲ以テスルカ或ハ地方ニテ旧来ノ積金等學校ニ費シテ妨ナキモノアルトキハ、其金ヲ以テ融通セシムルカ其幾様ノ便宜ハ土地ノ情態ニ依リ處分スヘシ」トアリ、此ノ二ヶ條ニ依リテ考フレハ中学校以下小学校ニ至ルマテハ主トシテ生徒ノ受業料ニ依リテ経費ヲ支辨スルモノニシテ、設立保護ノ責ニ任スヘキモノハ中学校ハ中学区ニアリ、小学校ハ小学区ニアリ、而シテ当時中学区ノ制ハ人口十三万人ヲ以テ一区域トナスヲ法トセルカ故ニ本縣ノ如キハ数中学区ニ分レ、即松山中学校ハ第三十四番中学区ノ内ニ在ルモノナリ、故ニ此ノ制度ヨリ觀察スルトキハ本中学校ハ第三十四番中学区ノ設立保護セルモノニシテ、之ヲ今日ノ制度ニ比スルトキハ縣立ノ性格ヲ有セス、即聯合町村ノ設置ニ係ル町村立中学校ト称スヘキモノト云フヘシ、然レトモ明治八九年即本学校設置ノ当時ニ溯リテ之ヲ觀レハ、未タ区町村会法ノ設アルニアラス、故ニ凡ソ学事ニ係ル学区ノ事務ハ専ラ学区取締ノ擔理スル所ニシテ、学資管理ノ如キハ特ニ吉話掛ナルモノヲ置キテ之ヲ管掌セシメ、学区取締之ヲ監視セルノ方法ニ依ルモノアリ、当松山市ニ於ケルモノ、如キ、其小学校ニ係ルモノハ学区吉話掛ヲシテ之ヲ管掌セシメ、而シテ其根源ハ学区取締之ヲ掌握セルモノ、如シ、殊ニ勝山学校課外席ニ關スルモノハ学区取締ノ管理セルモノニシテ、彼久松家寄附金ハ学区取締ノ管理セル所ナリ、当時ノ状態総テ如此、故ニ学制上明ニ法文ヲ掲ケテ以テ責ノ帰スル所ヲ定ムト雖トモ人民共同シテ此カ責ニ任スルノ方法ヲ建ツルコト能ハサルノミナラス、未タ其責任アルヲ知ラサルモノ殆ト百中ノ百ニアリ、故ニ今日ヨリ之ヲ見レハ町村自ラ為スヘキノ事業ニシテ、官廳自ラ之ヲ行フモノアルコト因ヨリ怪シムニ足ラサルナリ、松山中学校設置ノ如キ正シク其実例ナリトス、之ニ因是ヲ觀レハ松山中学校ハ学制上ヨリ之ヲ嚴格ニ論スルトキハ中学区立ノモノニシテ、固ヨリ縣立等ノ性格ナキハ論ヲ俟タスト雖トモ、其実相ニ至リテハ全ク之ト反對セルモノニシテ、其沿革上之ヲ縣立ナリト論定スルコト頗ル其適当ナルヲ知ルヘキナリ、何トナレハ其成立管理等ノ実状総テ前項ニ述フルカ如ク其財源モ亦一縣公有ノ学資ヲ以テ之ニ充テタルモノアルカ故ナリ

**一松山中学校ノ財産ニ民有縣有ノ区別アルハ如何**

従来松山中学校舍ニハ民有縣有ノ區別ヲ称ヘ判然其區劃アリ、其縣有ト称フルモノハ何レモ明治九年五月三十一

日、同年九月十九日又ハ廿一日、或ハ明治十八年五月ノ建築ニ係リ、何レモ当時ノ中学校費ヨリ（英学所資金ノ内ヨリ拂出ノモノト其区別ヲ明記セラレサルモノトアリ）支弁セシモノニシテ、事実判然タリト雖トモ、其民有ト称フルモノハ旧藩在来ノ講堂ヲ民有トナシタル事、及其他ノ校屋ハ如何ナル手順ニテ民有トナリタルヤハ旧記ノ之ヲ徴スヘキモノナキヲ以テ之ヲ証明スルヲ得スト雖トモ、其他民有ナリト称フル図書器械ノ根原ハ別紙丁号書面ヲ以テ之ヲ松山市街ノ民有ニ移サレタルヲ始トス、

其一旦中学校ノ所有ニ移シタルヲ再變シテ市有ニ移シタルノ原因ハ今之ヲ詳ニスルコトヲ得スト雖トモ、思フニ彼ノ講堂其他市有ノ校屋ト称フルモノハ旧藩ノ引継ニ係ルモノニテ其書籍ノ如キモ固ト其性質ヲ同フセシモノナルニ、一方ハ之ヲ市有ニ移シ、一方ハ之ヲ校有トナス、其理由ノ正シカラサルヨリ遂ニ同一ノ處分ヲ施スニ至リシモノナランカ、而シテ中学校ハ明治十二年ニ至リ漸次改良ノ方向ニ進ムト雖トモ、当時ノ情況未タ全ク地方税経済ヲ以テ之カ維持ヲナスノ場合ニ至リカタキノ故ヲ以テ、中学校職制ヲ改正セラル、ニ当リ別紙戊号寫ノ通リ其維持處辨ニ關スル一條ノ附録ヲ定メ名実相反スルノ便法ヲ行ハサルヲ得サルコトヲ公示セラル、ニ至リシモノカ、松山中学校ハ当時迨尚縣廳ノ直轄ナリシカ此ノ布令ニ依リ始テ之ヲ廳下ノ郡役所ニ委ネ直接ノ管理ヲナサシムニ至レリ、此ノ時ニ当リ中学校ハ其性質縣立ニシテ（戊号参照、即附録ニ縣立ノ名義ナレトモ云々ト言フニ至リシ根源ハ明瞭ニ拠ルヘキモノナシ）之ニ備ヘタル財産モ亦縣有タラサルヲ得サルヲ以テ、若シ地方ノ民力ヲ藉リテ以テ之カ所用ニ供シタルモノモ其学校ヨリ言フトキハ人民ノ寄進ヲ受ケ之ヲ其所用ニ充ツル訳ナレハ、別段ノ條件ヲ附セサルモノハ悉ク縣有タラサルヲ得ス、然ルニ其情況官民相須ツテ之ヲ維持スルニアラサレハ其隆盛ヲ望ミカタキモノアリ云々ノ趣旨ニ依リ、地方人民ニ於テハ唯其力ヲ貸スニ留メ其財産ヲ以テ直ニ之ヲ其学校ニ與フルヲ欲セス、又縣廳ニアリテモ其力ヲ貴切リテ之ヲ適意ニ處分センコトハ附録ノ明文上ヨリ之ヲ願ハサル訳ナレハ、特ニ発令シタルニアラスト雖トモ自然ニ財産上ノ区別ヲ立ツルノ方針ニ向ヒ、遂ニ民有ノ資金ヲ以テ購フタルモノハ之ヲ民有財産ト称シ帳簿ヲ分チ管理ヲ異ニスルニ至レルモノニシテ、今其年月ヲ精確ニ認ムヘキ書類ナシト雖トモ、今日ノ事実上ヨリ之ヲ推断スルヲ得ヘシ（書籍器械ニ縣有民有ノ区別ヲ立テ帳簿ヲ分チ記号ヲ其物件ニ附シタル等ニテ之ヲ認ム）、夫レ此ノ如ク中学校設置ニ関スル状態ハ常ニ此ノ如ク複雑ニシテ其沿革モ亦極メテ明瞭ナラサル間ニ発達シ、明治十六年ニ至リテハ縣下ニ八中学校ヲ見ルニ至レリ、而シテ其経済所属ノ明ニ地方税経済ニ帰シ純然タル地方税経済ヲ以テ之カ組織ヲ

確定シタルモノハ実ニ明治十七年度即明治十七年七月ニ在リ、然レトモ松山中学（十七年七月ヨリ第一中学校ト称ス）ハ裏面ニ於テハ尚民有ノ資力ヲ藉リ経常経費ノ外常ニ器械ヲ買ヒ書籍ヲ購ヒ或ハ其他消耗品ヲ購求シテ所用ニ備ヘタルノ蹟アルハ、目下中学校ニ存留セル帳簿ニ拠リ之ヲ認ムルコトヲ得ヘキモノアリ

以上大概ノ歴史ニ拠リテ考フレハ、松山中学校ニ属セル財産ハ必スシモ之ヲ縣有ナリト断言スルヲ得ス、然レトモ又之ヲ民有ナリト断言スルヲ得ス、之ヲ要スルニ両有ノ財産ヲ集合シテ之カ所用ヲ弁シタルモノト云ハサルヲ得ス、而シテ其区分アルコトハ現物ニ拠リテ之ヲ判断スルヲ得ヘキナリ、然レトモ此ノ区分ノ生シタルハ明治十二年中学校職制ノ改正ノ時ニ胚胎セシモノニシテ、之ヨリ以前ニ在リテハ固ヨリ此ノ区別ヲ定メタル蹟アルヲ認ムヘキモノナシ、故ニ明治十年二月又十月ニ於テ同校ニ地所ヲ買入レ、当時中学校ニ向ツテ地券ヲ下付シタルノ事実アルノ故ヲ以テ、直ニ其土地ハ民有ナリト云フヲ得サルヘキナリ、今該地所買入ノ次第ヲ調査スルニ均シク中学校ニ地券ヲ下付シタルノ手續ヲ経タルモノニシテ、其村瀬正興ヨリ買入タル地代金ハ小学校補助金（当時文部委托金ト云フ）ヨリ支弁シタリ（別紙参照己号寫ノ通リ）、其三好隣邑ヨリ買入タル地代金ニ付テハ百方書類ヲ捜索スト雖トモ今ニ之ヲ発見スルヲ得サレハ其財源前ノ如ク審ナラスト雖トモ、要スルニ当時中学校ノ収入ハ前記参照甲号ノ如ク極メテ明了ニシテ其他毫厘ノ収入アルニアラサレハ中学校ノ経常費ヲ以テ之ヲ購入シタルコトハ毫モ疑フヘキ所ナシ、加之当時地券下付ノ取扱ヲ調査スルニ獨リ中学校ニ向ツテ地券ヲ下付シタルノミナラス師範学校ニモ亦地券ヲ下渡タル実例アリ、是ニ因テ之ヲ觀レハ地券ノ下付ヲ以テ民有タルコトヲ記スルニ足ラサルヤ明ナリ、必竟当時ニ於テ官有地ノ解釈上事爰ニ出テタルモノニシテ之ヲ換言スレハ全ク取扱ノ誤謬ト云フノ外ナカルヘシ、故ニ明治十六年ニ至リ其手續ヲ正シ始メテ正当ノ處分ヲ完成スルニ至リシモノト云フヘキナリ

（以下略）

（平成二十四年二月例会講演）

（愛媛県教育委員会生涯学習課研究科長）

# 松山今昔（下）

戒能申脩

## 十一、お囲い池（松山藩の水練場　現松山市青少年センター）

此花町と築山町とにまたがっていてころ合いの広さがあった。そのため明治十四年、松山藩時代の水練場として再開している。また同二十二年、陸軍松山二十二連隊が堀之内に置かれるようになると兵隊の水泳訓練場として使用されるようになった。昭和十三年松山中学（県中とも言う、現松山東高校）の校内プールが完成するまで、松中生の水泳練習場としても使用されていた。池の中央に木製の跳び込み台を立て、納涼の場として町の人々に大変親しまれていた。

おかこひに泳ぎの人のつとひけり　　子規

（「俳句稿」明治三十年　夏　人事）

数年前、松山市立子規記念博物館が出している絵葉書や坂の上の雲ミュージアムの入場券の写真がお囲い池のものとは違うと指摘されたことがある。確かに池の向こうの建物が長い棟続きの一階平屋建てで写っている。幼い時の記憶では屋根の高さが凹凸になっていなければならない。平成二十年、この写真は郡中新川の海水浴場のものだと判明した。

池の西から北側にかけては間口の狭い家がぎっしりと並び、ほとんどの家が二階建てだった。そのため二階の棟もあっち向きこっち向きしていて、東側から見ると本当に凸凹なのである。この辺りは戦災を免れたため長い間昔のままだったが、今はすっかり様子が変わってしまった。でも一部間口に昔の名残をとどめているところがある。

子供のころこの池の写真はよく目にしている。短期間ではあるがあちこちで見た。叔父の松中時代のアルバムか二十二連隊時代のものに違いないが、偶然別姓で二人同期の叔父がいたためこうなったものと思う。また松山東高校の校友会誌に戦前の体育の授業の紹介として写真が載っていたのも見ている。

最近全く見かけなくなったと思っていたところ、平成

二十三年一月「郵便局オリジナルフレーム切手」が発売され、このシートの中の一枚がお囲い池の写真（五十円）だったのでほっとした。

南側の池の縁に大きいセンダの木があり、これを背に一族と撮った虚子の写真が「虚子のふるさと」（愛媛文化双書）に出ている。

墓参り栴檀の枝をくゞりけり　　虚子
（「ホトトギス」明治三十六年十月）

伊予の日に暑しと思ふ墓参り　　〃
（昭和二十四年十月二十四日）

池と道路を隔てたすぐ南の西法寺は、高浜家虚子一族の墓所である。

小学校（当時は国民学校と言い小学生を小国民と呼んだ）二三年生のころ、上級生に連れられて泳ぎに行ったことがある。ところが真夏で水がない。石手からこの辺にかけて周囲には水田が広がっていたから、渇水期にはここまで水が届かなかったのだろう。

せっかくここまで来たのだからと行き先を石手川に変更、新立橋の東側へ下りた。橋のすぐ東、南側の堤に沿って石畳のちょっとした広場があり、これに沿って出来た深みが急流になっていた。六年生だけが流れに逆らって泳いだが、何度挑戦してもすぐ押し流された。他の者は拍手を送って見ているだけである。

この石畳は、実は松山市が景気対策に殖産興業の一環としての作業場として造ったもので、この時は数人の女性が水から引き上げた三つ椏（また）や楮（こうぞ）の皮はぎをしていた。火挟みを逆に立てた形の道具で実に手早く、瞬時にして真っ白い紐に変身させる器用さにしばらくは目を奪われた。今では産地で蒸し上げて皮を取るようになったから、この風景もなくなった。

この時上級生から二つのことを教わった。先ずさっきから目の前をあちこち飛び回っている鳥がセキレイで、「石たたき」とも言うと。なるほど言われる通り尾羽で石をたたいている。うまいことを言ったものだと感心した。今思うとセグロセキレイの番（つがい）だったらしい。上の方でも下手でも二羽ずつひらひらと飛んでいる様子がとても可愛らしくまた珍しかった。

二つ目は、新立橋が少し前まで木の橋だったということ。

新立や橋の下より今日の月　　子規
（「寒山落木」巻四　明治二十八年　秋　名月）

元は蓬莱橋といって寛政元（1889）年に完成。木造で橋脚が高くアーチ型の反りを持っていたため、下流からの橋の下の月の眺めは特別見事だったらしい。

これが新立橋と名を変えて昭和十一年六月に竣工した。道理で我々の眺めたコンクリートの橋は完成後数年なのだからきれいだったはずである。

この橋も昭和四十年代、車両の大型化と交通量の激増に伴い橋の両外側に歩道を増設したため、本来河川名・橋梁名・竣工年月を明記したプレートを取りつけるべき親柱四本が姿を消した。歩行者はもちろん利用者全体の安全性や利便性の点からとられた措置だと思うが、名物の新立橋から親柱がなくなったというのは実に寂しいことである。

## 十二、石手寺（前にお焼き屋　現駐車場）

祖母は昔人間らしく大変信心深くて、毎朝洗顔の後で庭に立ち幾つかの社寺に柏手を打ったり合掌をしたりして拝んでいた。時候のいい時には老人仲間で八社参り等々よく出掛けていた。

初めて石手寺へ来た時も数人の婆さんが一緒だった。この時参道にずっと長く乞食が列なして座っていて、物乞いに両側からやせて薄気味の悪い手を伸ばすのですごく嫌な思いをしたことがいつまでも記憶から消えない。もう乞食はいないからと誘われたのはこの一二年後である。

秋になると町内の子供が連れ立ってイナゴ捕りに出掛けた。これは石手寺を目指したのではなくていつの間にか石手寺辺りまで来ていたのである。持田辺から捕り始めるが、慣れない細い裏道を通っているのとその上に捕まえる面白さが加わって、いつものことながらいつの間にか思いがけずも遠くまで来ていたことに驚くのである。

この時石手寺前の茶店の角に柿の木があったと思うが若木だったに違いない。陳列ガラスの中にはゆでた赤い川ガニやふかしイモが皿に乗っていた。店の裏にも柿の木があった。ここの道が狭い上に稲穂が倒れかかっていて歩くのに苦労したが、子供だからこそイナゴを捕りたい一心で通り抜けたのだと思う。

駄菓子売る茶店の門の柿青し
子規（「散策集」明治二十八年九月二十日）

人もなく駄菓子の上の秋の蝿　〃（〃）
裏口や出入りにさはる稲の花　〃（〃）
南無大師石手の寺よ稲の花　〃（〃　境内に句碑）

思いがけず遠くまで来ていたことに気づいてからというもの、帰りは皆我が家を目指して口を閉ざし、夕日を何か怖いもののように見つめながらただひたすら歩きに歩いた。

## 十三、病院下・東雲下

1、県病院（東郭跡、明治八年完成、現東雲学園）

老人は病院がなくなった後も長くこの呼称で親しみ東雲下と区別していた。それは明治八年ここに県立松山病院が出来、大正二年には日本赤十字社愛媛支部病院（現松山赤十字病院）となり、これが大正六年二番町に移るまでこの

場所に病院があったからである。その後大正九年私立松山女学校が出来、昭和七年から松山東雲高等女学校（現松山東雲中、高等学校）になった。

以前は道路から東側の石垣がよく見えていたが、今では高い建物が出来て見えにくくなった。

2、青年学校（昭和三年移改築、旧登山口石段途中から南に入る）

これは元萱町にあった松山市の公会堂である。払い下げになると聞いて伊予鉄と松山市青年団とが引き取りの名乗りを上げた。この時後から名乗って出た青年団が伊予鉄を抑えて勝ち取った。「このころの青年団には力があった」と、当時市で青年団の担当であった三好幾次郎氏（元本会顧問、俳号湧川、例会の度に当月物故者や縁の人の墨跡を披露、郷土先人の命日には墓参、昭和六十年五月十三日九十六歳没）の自慢話の一つであった。

欧米風の建物で高さの割に軒が浅く、東側の屋根には小さいガラス窓の入った三角屋根が三つあり、とても珍しかった。

登山道の石段は粗割りで高さがあり子供の足には少々辛かったが、それでも親しんでよく登り下りした。だが少し南に入り込んでいたからか石段からの通路に雑草が多かったからか、こちらへ足を向ける者はなかった。特に子供は近寄らなかった。昭和十八年の後半ころからはご時勢で閉校同然の状態だったようである。

3、枡洗い池（二説あり、伝説を参照）

長者ヶ平（城山東側中腹、ロープウェイ停留所辺り）に池があったというので、一度は受持ちの先生たちとまた別の折には町内の子供らで探したが、それらしいものは見つからなかった。ただ登山道を隔てた反対側（南の斜面）を少し下った所に東西に延びた大きい溝を見たが、池と呼べるようなものではなかった。

長者がまだ貧しかったころ、山の麓（ロープウェイ乗り場付近）に住んでいた。そのためか上級生から聞いたのは東雲町本町（現大街道三丁目）の山根にある極小さい水たまりであった。

この辺りは道路が山際に接していたが、この道路沿いに山際を細長く一メートルほど奥へ掘り込み畳一枚分もないほどの、池と呼ぶには余りにも小さいものだった。

ところが「わすれかけの街」（愛媛新聞社刊）には家一軒分の広さで表されている。これが元の池の大きさなのだろう。わずかながらも山裾を削ってまで道路の拡張工事をしたため池はなくなり、道路にかからないように山裾をえぐって名ばかりのものを残したものと思う。

この池は奥も左右も天井も掘った時のままの赤土で、一本の草さえ生えていない。山の絞り水のせいかいつも白濁した水がたまっていて底を見たことは一度もない。雨水は

東雲神社の石段から全部山際を伝ってこの池に入り、すぐにあふれて南へ流れ出るといった具合いである。

池の北側は神社の石段まで、南側も百メートル近く家はないが、道路を隔てた向かい（こちら側は東雲下の広場の端からずっと家が並んでいる）の家々では、道路のほこり抑えに時々バケツでここの水をまいていた。時にはこの小池の前に砥石が二三本置いてあることもあった。

4、東雲神社（朝太鼓、能舞台）

夏冬問わず毎朝五時に太鼓が鳴った。「東雲さんの時太鼓」である。氏神様という気安さからか子供はよく遊びに出かけたが拝殿の所まで上がっていくことはめったにないので、たいていは最初の石段を登った辺りで帰っていた。

春はお能が珍しいので連れ立って出かけた。こういう所へは石井の弁さん（退役軍人とか、ある意味で松山の有名人の一人）が必ず姿を見せて筵席（むしろ）の整理などボランティア活動をしていたが、陸軍の軍服姿に戦闘帽をかぶり、別に怒っているのではないのだが鋭い目を光らせて大人子供構わず大声で怒鳴りつけるので、自分の方を向いて言われると皆震え上がったものである。

能のある東雲様や花曇　　虚　子

（「贈答句集」明治二十九年　久松伯凱旋奉告祭）

麗や謡聞ゆる坂の下　　〃

（明治三十年「ホトトギス」）

東雲のほがら〳〵と山桜　　鳴　雪

（大正十四年夏　境内に句碑）

夏はセミが多いので声に誘われてよく出かけたが、木が高いために姿を教え合って楽しむ程度で、余り捕ることはできなかった。

冬になると椎の実を拾いに出かけた。食糧難の時代で菓子屋にさえ売る菓子がないのだから、大風の後など年寄りと子供で山はひしめいた。杉の実が大きくなり始めると杉鉄砲を作るので、拝殿への中段南側に群生している細い女竹を取りに行ったが、今は全くない。

一冬の間に一二回は肝試しをした。男子だけだが二人一組になり、神社までは石段の方を登り拝殿裏から南側の登山道に出て下りるのだが、途中に高等科の人が隠れていて、木の上から変な声を出したり枝を揺すったりして怖がらせていた。

何といっても素晴らしいのは、冬の晴れた日に最初の石段を登り詰め、注連石の所で振り返って眺めた日の出である。久米の八幡様の山と空の赤とのコントラストが見事である。これとは少し違うが次の句もある。

遠山に日の当りたる枯野哉　　虚　子

（明治三十三年十一月二十五日　虚子庵例会「ホトトギス」明治三十三年十二月）

5、毘沙門坂（社務所裏に毘沙門天）

元は神社の登り口（石段の途中）南側にあったとか。すぐ道端にあったものが道路工事で石段の下側を約二メートル岩磐を砕いて下げたため、これにつながっている道路も広場もそれぞれ下げたわけである。これを機に毘沙門様は石段の反対側、田内宮司さん宅の裏の方で祭られることになった。こうなると石段から上れば社務所を通らなければ、または杉谷町からだと非常に狭い急坂を登らなければ行けないことになり、余程の人でない限り下の道路から拝んで済ませるようになったらしい。子供の間では何かお祭りしてあるという程度の認識にとどまっていた。

現在は参道として一段目の広場（現駐車場）まで車で行けるようになっているが、この道路を通すために杉谷町側の東の角から大きい岩が屏風のように突っ立っていていい目印だったのに毘沙門様と共に姿を消した。昔の杉谷町の面影は消えてなくなったが、高い崖がなくなった分明るくなった。

秋の城山には赤松ばかり哉　　子規

（「散策集」明治二十八年九月二十一日）

牛行くや毘沙門阪の秋の暮　　〃（〃）

社壇百級秋の空へと登る人　　〃（〃）

6、東雲下の広場（元五差路と広場　現在広い五差路）

これは城山の山裾で、大正時代まで高台であったものを岩盤を砕いて二メートル余り下げたため、神社の石段に通じる各道路の勾配が緩くなると共に道幅も広がった。

東雲神社上がり口の石段の下の部分十三段のねじれがその証拠である。石段の北側の溝は上から下の道路までまっすぐに伸びているが、南側は上からきた側溝が下から十三段目で南に折れている。だから北側と南側とで石段の幅が違うため勾配が異なっているのである。特に南側の下五段が急である。

石段前の広場では年中土曜日毎に夜市が開かれた。電灯は高い所に一二か所、他はほとんどがカーバイトの明かりである。あのカーバイトのガスの臭さと冬のつむじ風による土ほこりとは特に懐かしい。暗い中でもいつも大勢集まってにぎわっていた。

この広場ではあちこちに岩角が頭をのぞかせていた。山裾を削った時の砕き残しである。もともと埋もれていたものが長年の雨で土が流され露頭となったのである。子供はよく足を引っかけていた。

昭和十九年、この広場はなくなった。秋から工事を始め春までに広場一杯の擂鉢型の防火用池が急造された。側面というよりも斜面になるが、ここは山の赤土を柄の短い槌でたたき絞めていた。底の水まで汲み上げるため四方に幅一メートル足らずの赤土の階段も造っていた。完成四か月後には松山の空襲、さてどの程度役立ったのだろう。

最近神社登り口の少し南、道路端に馬上の加藤嘉明像が

完成した。立派な台の上で正に威風堂々である。いろいろと制約はあるだろうがもっと周囲に余裕が欲しかった。

## 十四、城山の北側の町

東雲下から見て、山際から順に杉谷町・弓之町・矢矧町・琢町・三春町・通町（この通りは長いので水口町・傘屋町…と西へ続く）と町は東西に通っていたのだが、現在杉谷町・弓之町は緑町一丁目、矢矧町・琢町・三春町は緑町二丁目、通町から西は平和通となって長く延びている。またそれぞれの町の東の端（東雲下から城北練兵場へ抜ける道）は中一万だったのが今は西一万になっている。

城山の北側中央には東の郭に対して北の郭跡があり、長く高石懸（たかいしがけ）の名で特に城北の人々に親しまれていた。これは崩されて次第に小さくなりはしたものの隣接して大きい製材所が出来、長くその名残をとどめていたが今はその面影もない。

戦後間もなく、これらの町の西の端にあった荒れ地に愛媛自動車学校の実習場（事務所は昭和町西の端の勝山通）が出来た。その後石手川堤防広場へ移転した。

武家町の畠になりぬ秋茄子　　子規

（「散策集」明治二十八年九月二十一日）

人もなし杉谷町の藪の秋　　〃（〃）

秋の日の高石懸に落ちにけり　　〃（〃）

## 十五、唐人町一丁目（現三番町、道路よりも低い土間、小川に関連）

大街道筋を中心に東の方は、町筋を北側から順に御宝町、その西に玉川町、二筋目が北京町、実は御宝町の西の方と北京町の間に栄町があった。三筋目が南京町、この西が唐人町である。そして大街道を隔てて西が北から順に一番町、二番町、三番町となっていた。

ところが今は大街道を挟んで東から西まで電車通から順に一番町・二番町・三番町と呼ぶようになり、大変わかりやすい。

## 十六、番外

1、大法院川（大街道東側の小川）

大分前のこと、大街道の道筋に沿って北から南へ小川が流れていたというのを聞いた。高校生のころうなぎで有名な出雲屋の前辺りを工事で掘り返していたことがある。この時割り石を積んだ石垣を見た。

かつてこの例会で富田狸通氏（本会副会長・坊っちゃん会会長・松山の看板男・俳人・本名寿久・昭和五十二年四

月二十四日七十六歳没）から、安倍能成先生（元文部大臣・元学習院院長）の家が大法院川の横で、よくフナを捕ったりして遊んだという話を聞いてはっと思ったことである。

2、二番町三番町の袋小路

新学期が始まるとすぐ友人と連れ立って松山堂へ教科書を買いに行った。松山堂の本屋は大街道と唐人町とが出合った北東の角にあったので、帰りはいつも普段は通らない裏道を足の向くまま気の向くままでぶらぶらと歩くのである。

ところが二番町辺りでいつも袋小路に入り込み、初めは遊び半分で出口を探していたのが時にはいつの間にか人数が減り薄暗くなってくるしで大慌てをしたことがある。我々の悲壮な声にどこかの庭から聞こえていたうぐいすさえ鳴き声を潜めたほどである。

打ちわくる水や一番二番町　　子規

（「寒山落木」一　明治二十五年　夏）

城山の鶯来啼く士族町　　虚子

（明治三十七年三月「ホトトギス」）

番町や館々の花曇　　〃（大正十二年）

3、一番町の大窪み（市電線路が西下がり、南にずれ）

市内電車が一番町の停留所を出ると間もなく、裁判所前辺りまで西に少し下がり、それと共に南に少し振れていたのを記憶している方もあると思う。「わすれかけの街」の図は少々大げさである。この辺りは度々工事をしていたが、今では傾斜もゆがみも感じなくなった。

この傾斜の原因は長い間道路の南端に残っていた。今では松山三越の北西隅辺りになるが、隣接する西側の家は高さにして一階分近く下がっていた。これが家の表では道路でつながっているのだから、軒下の溝が両家の間では垂直に近い状態で、西側の家の入り口の前は子供には道路が目の高さまで迫ってくるように思えた。だからこの家では、北向きということもあるだろうが、東側の部屋には天気のいい日でも外からの明かりが余り入らないと言うことだった。

戦災までは市内にこういう所はあちこちにあったはずである。度重なる工事のお陰で次々と解消されていったから、今は逆に珍百景にお目にかかれなくなった。

## あとがきに替えて

付一、町によく来る行商人・職人

町は市の中心街と住宅街との間に位置し、旧市内では最も一般的な職業構成のタイプであろう。毎日早朝から町に入ってくるもの季節的なもの等いろいろであるが、たいていは大街道の方から入り東雲町本町（現大街道三丁目）・東雲町・勝山町・一万と抜けていくか東雲町・持田・南町へ

進むかである。

煮豆屋・豆腐屋・魚屋・貝売り・籠屋・竿屋・桶屋（タガ替え）・洋傘の修繕・ラオ替え・鋳掛屋・研ぎ屋・下駄の歯替え・反故買い・古金屋・金魚屋・イズミヤ売り・煙突掃除・餅搗屋・パットライス屋・練物屋（蒲鉾・竹輪・テンプラ・簀巻）・唐津屋・紙芝居屋・汲取屋等。祝谷からリヤカーを引いてくる花屋だけは逆に東から西へ抜けていった。

たいていは商売しながらの移動だが終日腰をすえる人もいた。男の子に最も人気のあったのが鋳掛屋で、数名はすぐに陣取った。鍋釜の修理を度々見ている間にその工程ばかりか要領まですっかり覚えてしまった。戦後穴の開いた五右衛門風呂の釜を二つも応急措置をしたが、これが意外と長持ちして大変喜ばれた。

付二、町にあった店

便利（宅配便）・指物大工・万年筆屋・籠屋・履物屋・牛乳屋・小鳥屋・和傘屋・髪結屋・酒屋（油・醤油）・布団屋（綿）・提灯屋・菓子屋・割箸屋・自転車屋・荷馬車屋・散髪屋・風呂屋・人力車屋・ブリキ屋・米屋・骨董屋・魚屋・八百屋・うどん屋・炭屋（焼芋屋・氷屋）・産婆さん・漆屋（農家・公務員・会社員・謡曲師匠・神主・僧侶・一号）

町は東は六角堂（常楽寺、現勝山町）西は東雲神社まで、東西で上組下組に分かれていた。店はほとんどが下組で、食品関係は下組に集中していた。

雨降りなどで外で遊べない時、子供は履物屋・和傘屋・髪結屋でよく仕事を見せてもらった。この三軒は作業場に沿って土間が細長いから十人くらいは収容できた。

履物屋では、今では見ることのなくなった八つ折れ、各種の下駄の工程を見ることができた。時に来客があると、店の主人との言葉のやり取りに人情の機微を感じたものである。

和傘屋は行く度に仕事が変わっていていつも珍しいのだが、蛇の目の中骨に通している色糸がやがて網目に変わっていく様子はまるで手品を見ているようだった。

髪結屋はいつもは禁止だが、嫁入りの髪を結う時だけ入れてもらうことができた。「あんたら大きなったらこんな奇麗なお嫁さんを…。」「おばさんが腕によりをかけて…。」などと繰り返した後は、「さあこれから仕上げにかかるけん、あんたらもう出とってよ。」と言うのが口癖だった。皆礼を言って早々に引き上げた。

付三、町内の子供の遊び

時間さえあれば皆朝から晩まで表の道路へ出て遊んだ。上級生は下級生に優しかったがずるさに関しては厳しかった。一緒に遊んでいる者に嫌な思いをさせることがあると必ず謝らなければならないが、そんな時上級生がうまく取

り持ってくれた。また我が子が変なことをしていると「そんなことしられん。親が笑われるがな。」とどこの親でも人前で言っていたが、この二つが町の子供の暮らしを守ると同時によいしつけだったようである。『論語』の「過ちて改めざる、是を過ちといふ」を地でいっていたことになる。

六角堂の南（電車通りの西側）数軒は勝山町なのにいつも一緒だった。そのためかパッチンやランコンといった勝負は実に厳正で、判定不明の場合は必ず過去の事例をすべて列挙して結果を引き出すのである。

○鬼ごっこ・陣取り・缶けり・胴馬・隠れん坊・縄跳び・虫捕り・シジミ捕り・魚捕り・フナ釣り・笹舟・帆掛け舟・ゴムボート・水かけ・水鉄砲・シャボン玉・紙飛行機・グライダー・木の飛行機・竹トンボ・割箸銃・コマ回し・パッチン・ランコン・釘立て・釘打ち・凧揚げ・輪回し・杉鉄砲・紙玉鉄砲・ナイフ研ぎ・カルタ・双六・将棋・五並べ・チャンバラ・ケン玉・竹馬・イッセン野球・砂遊び・探偵ごっこ・忍術使い（蜜柑の皮集め・ヒマの種子集め・陸軍病院慰問・秋祭り提灯行列・亥の子）

○石けり・ゴム跳び・マリつき・輪くぐり・かごめ・花いちもんめ・花摘み（輪飾り）・ままごと・箱庭（せんつば）・色紙集め・折り紙・綾取り・おはじき・塗り絵・貝殻集め・風船・お絵かき・ろうせき・お手玉・羽根つき・百人一首（稚児行列）等

よちよち歩きの子が出てくると、高学年の女子がすぐ呼んでゴム跳びのゴムを持たせる。二三分で十分満足して母親の所へ大喜びで帰っていく。コマがまだ回せない子の手を引いて、六年生がコマ鬼ごとに入ってやる。これくらい信頼感の養える遊びはない。

まだ学校に上がる前だったろう。昼過ぎ外に出ると男子は誰もいない。向かいの家の前で六年生が小さい女の子三四人を遊ばせている。「あんたもおいで。一緒にしよう。」と呼んでくれた。「箱庭しよるん。」と聞くと「箱庭とも言うけどせんつば言うんよ。」と言って、小さい鳥居や橋など渡してくれた。

昨年二月五日の愛媛新聞に、松山の愛好会が子規も遊んだせんつばを再現したという記事が写真入りで出ていた。同じような雰囲気を持つ近隣社会では類似の発想が生まれるから、当然似た遊びを楽しむようになるはずである。

「松山にて庭の隅に二三尺の地を限りて木の苗を植え人形などを並べて小児の戯とす　これをせんつばといふ」（前書）

せんつばや野分のあとの花白し　　子規

（明治二十九年　秋　野分　「寒山落木」巻五）

この言葉に接したのはこれまで二度だけである。電子辞書も含め身の周りの各辞典を調べてみたが、語源に関して手がかりがつかめない。これも松山今昔というところだろ

うか。

## 参考文献


○「松山市街図（部分）」昭和二年初版訂正刷　昭和十三年三好商店発行の訂正　愛媛県立図書館蔵

○「子規全集」講談社発行　第一巻俳句一・第二巻俳句二「寒山落木」　第三巻俳句三「俳句稿」　第二十一巻研究編著二

○「定本　高濱虚子全集」毎日新聞社発行　第一巻俳句集一～第四巻俳句集四

○子規遺稿「散策集」松山市教育委員会発行

○「松山城」（増補版）松山市観光協会発行

○正岡子規「竹乃里歌」講談社発行

○「五十年譜」伊予鉄道電気株式会社発行

○「わすれかけの街」（まつやま戦前）（松山戦前戦後）愛媛新聞社発行

○「写真集　子規と松山」愛媛文化双書11

「虚子のふるさと」同17　愛媛文化双書刊行会発行


（平成二十四年五月例会講演　理事）


子規会誌　第一三四号

季刊（四、七、一〇、一月）

発行日　平成二四年七月一九日

発行　松山子規会

松山市末広町正宗寺内

振替口座　〇一六二〇―七―一八六八

印刷所　㈲一一葉印刷所

電話　〇八九―九二五―〇三三八

松山を代表する

# 銘菓「子規」・醤油餅

松山市道後湯之町13－7

## 巴堂本舗

TEL 089（941）3452

お食事処・麺処・宴会（２０名様）

# 紀の国屋食堂

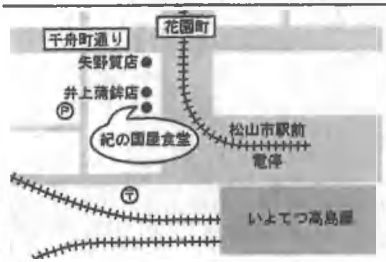


瀬戸内の活き魚料理、
ふぐ会席、猪鍋
※宴会の予約賜ります

松山市湊町５丁目３－５
電話　９４５－１３０９
（日曜 定休日）

心を
ゆるめて
ゆったりと

旬味あふれる会席をたのしみ
あふれる湯にお遊びください。

道後館

愛媛県松山市道後多幸町7-26 〒790-0841 TEL089-941-7777 FAX089-941-7707
予約専用 ☎089-941-7782(8:45～20:00) 0120-10-4848(8:45～20:00) http://www.dogokan.co.jp

# 子規のすべてがここに。

**子規選集 全15巻セット**

定価 58,800円

【編集委員】

粟津則雄／大岡信／長谷川櫂／和田克司

四六判　上製・カバー装（各巻368頁～768頁）　定価 3,675円～3,990円　装幀 菊地信義

**本選集の特色**

■各界の第一人者によるテーマごとの新しい編集。

■新字・新かな表記、漢文表記には読みがなを付し、読みやすいかたちで子規の言葉を味わう。

■写真や図版を多用し、子規の世界を視覚的にとらえられるように工夫した。

■新出書簡を可能な限り収録し、また新資料により年譜の充実をはかった。

■すべての巻に、人名について注を付す。

■俳句・短歌の巻には初句索引を付す。

【全15巻内容】

第1巻　子規の三大随筆
第2巻　子規の青春
第3巻　子規と日本語
第4巻　子規の俳句
第5巻　子規の短歌
第6巻　子規の俳句革新
第7巻　子規の短歌革新
第8巻　子規と絵画
第9巻　子規と漱石
第10巻　子規の手紙
第11巻　子規の俳句分類
第12巻　子規の思い出
第13巻　子規の現在
第14巻　子規の一生
第15巻　子規と静岡

【発行】株式会社 増進会出版社
〒411-0943　静岡県駿東郡長泉町下土狩105-17
TEL 055-973-7117

Z-KAI
http://www.zkai.co.jp/

# (有) 二葉印刷所

社長　渡部　ヨシ子

〒791-8013　松山市山越3丁目9番12号　TEL (089) 925－0338
FAX (089) 925－2189


¥400